

貞丈雜記

十三

73  
6822  
13



門 73  
 號 6822  
 卷 13



真丈雜記卷之十三

馬之部目錄

- 一 馬のたけの事
- 一 二毛の事
- 一 かくを込の事
- 一 馬の館の事
- 一 庭系に於ける事ハタチ
- 一 馬の毛を定り有る事
- 一 神社馬の毛定り有る事
- 一 馬の五性下毛の事五ノ系
- 一 古ハ馬ノ系ハ必ク有る事
- 一 馬のたけの事二ノ系
- 一 本うねおろし
- 一 馬の髪をぬくと云ふ事
- 一 貴人の活前を馬の事
- 一 馬の毛を定り有る事

雜記十三

目一

昭 41 年 12 月 20 日 寄  
 原 安 三 郎 贈



- 馬歩の事
- 馬のかんの事
- 物射馬といふ事
- 雨を祈晴を祈る毛の事
- 鞆つ本の事
- 弓杖つき糸下事
- かり法師の事
- げくらう馬
- 引馬京智先別事
- 引出おの馬の事
- やせ馬を煙郎といふ事
- けらら事
- 兼務肉の事
- 青虫の事
- きつりもかちの事
- 引添の事
- 後三年画巻の事
- 馬の旋毛の事
- 礼馬の事
- 馬の毛古名 四ヶ条

- 室町家法既の事
- 鹿の子足れ事
- あがり馬の事
- 交りの事
- こみ馬
- ハッ袴子徳の事
- 馬京入松古今お遠の事
- 祢こ足りの事
- 馬を寄る本意心得
- 馬牽扱の事
- 眞馬の事
- 馬屋は猿を養ふ故事
- おろし馬
- つね馬
- いのど馬
- 鞭うり馬
- うくづりの事
- つけ馬
- 馬道よの事
- 馬場馬の事

一 木馬具事

馬具之部 目錄

- 一 朱ぬり鞆の事
- 一 鞭の事
- 一 火種鞆覆の事 四ヶ条
- 一 おり鞆
- 一 楚鞆
- 一 もんめん志うこい
- 一 美つはきの事
- 一 赤うすじ鞆
- 一 つら切付 二ヶ条
- 一 かつき志うこい
- 一 じんぢぢぢ鞆
- 一 遠江志うこい
- 一 鞆色之事
- 一 あつあき大徳

- 一 三ヶ条志うこい
- 一 云六掛泥の事 目
- 一 籠よかくとらあ
- 一 袴のちうらうら
- 一 かやとくし繩
- 一 行膝の時泥障きぬる
- 一 みじん鞆 けいご鞆
- 一 馬場お馬場糸
- 一 境鞆之事 末ニモアリ
- 一 馬屋の鞆の事
- 一 張鞆 煉鞆
- 一 袴のかこをきす
- 一 二重腹帯
- 一 泥障の事
- 一 ときげき壘
- 一 武新鞆
- 一 馬糸袴の事
- 一 境壇子
- 一 くらとらぬき

— ちんどうぼうり

— 鞭さしの事

— 鏡たの事

— 尻綱の事

— 力草の中著草

— 古の鞍より形有毒の事

— 後三年の画務馬武志の事

— 厩の事

— 古の衛の図

— 洗のかくまんの鞆

— 鞭より作る惣柳

— 鏡磨の事

— 水晶鞆

— 後三年画巻の鞍終

— 寛治二年の鞍終の図

— この葉はその事

— 水晶地の鞆

— 古代鞍覆の事 圖

— 古の洗かけの事 圖

— 行騰を鞆覆の事

— 姫くらりの事

— たちぎくおまういの事

— 鞍の四方子の名

— 洗のかくまんの図

— 鏡鞆 前の事

— 轡衛 鑢鐵 勒

— 籠頭

— 乙留柳の鞭拵拵

— だおひの事

— 子徳の事

— 七糸細工の洗

— 泥障を七糸の事

— 依木掛の事

— 付野鞆

— 衛のたきの事 馬二 糸三

— 鞍橋 鞆尾

— 葬禮の馬の事

— 鼻草

— 追綱の事

— 子綱をたくの事

- 一 鞍よきうげりかろる
- 一 鞍志げり指馬
- 一 竹の根むち
- 一 十文ま響
- 一 張草鞆張鞆の事

以上

貞丈雜記卷之十三

馬之部

一 馬乃たけ八四尺を定尺とす四尺又一寸あゆむを一寸と云  
 二寸あまれば二寸と云以下是も准し知へ一四寸より七寸迄  
 八寸の字をまんといはず四寸 五寸 六寸 七寸いつきむきあきといつて  
 寸の字をききまよむし相八寸九寸をバ八まん九寸と云  
 九寸よあきるをバ長ナゲと云アツ刺ると云三尺九寸あるをバかへり

伊勢貞左  
 千賀春城  
 岡田光大  
 門人  
 同 技

小笠原大双紙  
 云貴人の内あり  
 馬尺寸すすり  
 此鬚の上より  
 うつひを流し  
 てさうしゅう  
 せいのひをさ  
 すすり  
 下

一寸と云ふ馬のたけをさす物を尺と云ふ  
一名弓馬秘書  
 尺さうを馬の肩の通りは立てあやこの鬚  
 の所は横は木をたて寸をさるあり

一馬乃五性十毛の事青あり毛ハ木性之なり毛ハびぢり毛  
 ハ火性之鹿毛カキ毛ハ玉性之はき毛ハうろ毛ハ金性之黒毛  
 二毛ハ水性之是をさるは覺る。ああり「ああり」木ハ金と  
 ひげり火麻毛カキ土はきカキ金ハ黒二毛ハ水性二毛ハ  
 猿毛前毛乃事をさる右の五性十毛ハあありあり世の今  
 知るなり尺素往來ハ云九葦毛青雲雀毛木性馬鹿  
 毛栗毛火性馬霞毛駸土性馬鶴毛佐目皆色金性馬  
 鴨毛黒水性馬さる前の五性十毛とハあり「遠たす」  
カシラケ

一前記五性十毛に限る事ハありび馬もさるあり  
 あり赤ハ強きハ火性とす 赤ハ火のき  
馬ハ木のき 黄ハ土のき 強きハ玉性とす 黄ハ土のき 白ハ金のき  
黒ハ水のき 思このつらきハ水性とす 黒ハ水のき あは記十  
 毛の外の色皆是を以て性を定むべしたとハ麻毛ハ玉性  
 と定れども黒麻色の色黄毛よりも思この方つらきハ水性と  
 定むべし思この方つらきハ玉性と定むべし何  
 色も赤の強て濃きを取て五行ハ 五行ハ水のき 木金土ハ 木金土ハ 定むべし  
 雲雀毛火性カキ毛土性不審の事是ハ大坪流傳云々  
 云五性十毛の事馬さる秘傳一本性ハあり毛栗毛ハ火性













置くはく何れ牧もする駒とて多し産間田澤頭  
 弥留三ヶ所の牧の良馬の出る牧を賞覧之尺素從素  
 馬の形を考ふる状の文字も多之佐里之本牧西三足  
 頭弥留是井邊并<sup>エカフンチカハ</sup>肢尻地拘而替于馬作又云大輪遠  
 産間立菴下一方を佐所之牧はとあり多之佐里の  
 記したる田澤之頭弥留是井の記したる頭弥留也  
 産間の記したる文字同く産間立の立の字の  
 記したる館は同義之肢尻地拘而替于馬はと肢の  
 四足のする地拘の地をあめむ時の形之四足の形尻の  
 形地拘の形之多之佐里の本牧といひ頭弥留是井

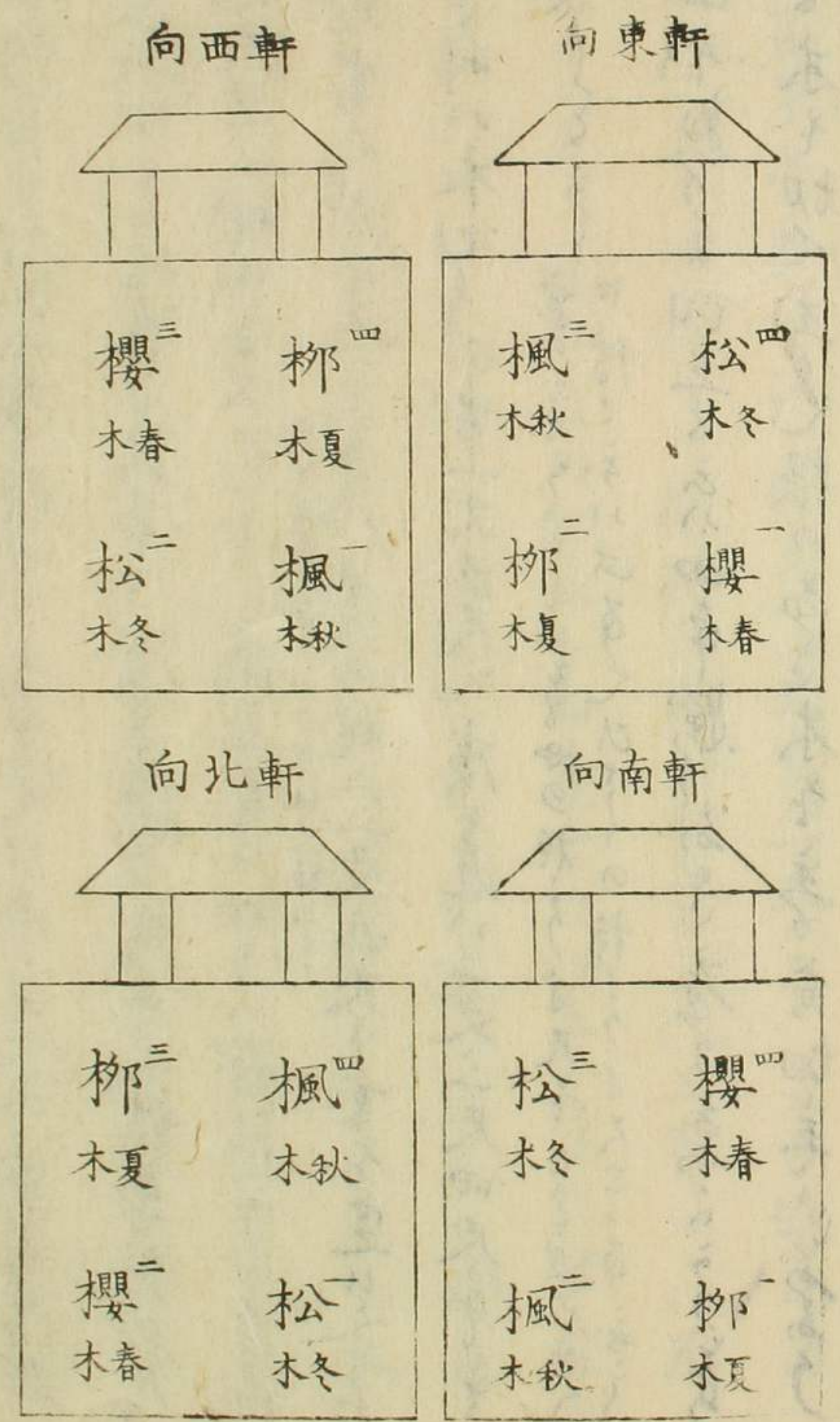
意といひ此所の牧を對して産間立といふを以て考れ  
 多之佐里頭弥留是井産間立といふは牧の名之に三ヶ所  
 牧の馬肢尻地拘各形も亦多し是は多之佐里の  
 是ハ頭弥留是井のしるは是ハ産間立のしるは  
 馬の鞍といふは此のしるは馬の西懸蹄のしるは  
 をえて仙臺駒出佐野信濃駒とて是も亦其  
 するのたしをえんがるは多之佐里頭弥留是井と産間  
 三ヶ所といふは牧のしるはの市をおすは三ヶ所の  
 牧より出馬を古ハ賞美志しるは牧に定有るを  
 雀目結遠所麻笛木のかねをいふはたるあるべし

源平盛衰記は云  
 いけつきといふ  
 八ヶ所の馬言  
 八ヶ所といふ  
 ましきこの馬の  
 さいちと白うけ  
 西時女様い  
 行く馬はこ  
 れも陸奥國七の  
 戸主の馬麻笛を  
 合焼はあてられ  
 ハカも紛るく  
 七の戸主と云  
 むとの戸主とい  
 する飯はさ  
 ままももは

一本平おろし平といふ事あり本平といふ麻節同結木を以て  
 之がわしといふ馬を牧よりおろし平をおだる所の牧をさして  
 おろし平といふ事あり考る田原源氏盟あつくは牧の名を  
 牧よかへるをいふ

庭系ニハノリのかまの木の植括三百四方は隅々よ木を  
 植りて庭系東向をればまきの庭北東の隅ハ松南  
 東の隅ハ松南西の隅ハ柳西北の隅ハ楓を植りて  
 貞衡ニハノリ以外は此園雲霞集はるる

○馬庭系四本懸る木の植括り



右軒の向は依て木の植括のお遠ある趣之園雲霞集はるる  
 名はるる事あり考る田原源氏盟あつくは牧の名を



一 四本懸りの近くよまきて一本本を括りしもあり是を以て  
け本と云ふべし木あり時の衆知るる衆集ふんりりり  
本の五本あり後志の記四本掛りの外あり

一 庭騎の事後多の院宸記建保四年四月十四日参内  
涉方有庭騎與中宮大進兼陸奥と落馬万人解  
願言富後ある誓守如云記云庭騎を懸て曲るや此  
建保の以既は是名同やれハ之もきりりり鞠の以重と  
馬比説の多東監義元四年九月廿日佐未左侍尉藤綱  
比馬を道む昨日近に國よ至来今日鞠の重よありて  
涉覽義村記と云

一 庭乗事云家武家とて馬四一振習り百之小差系記を  
手綱秘書馬術抄書云云云りり家ハ馬を在廻り武家ハ  
馬を在廻り此武家ありあり武家とても貞馬を系  
比時ハ貞馬系とて名一廻り系ハ也漢倉京初兩將軍  
の時共貞馬ハ武家とて系と法覽後林可家ハ道  
きりりりり此時ハ貞馬系をわたりりり常ハ在り  
廻り武家とて庭系をすり物之を後大草子云庭  
系右の方へ引折ると云めりり折廻すり貞馬系とて  
系左の方へ又法要録抄云馬を貴人の方へ向て折  
ると武家ハ在り折り家ハ在り折ると云





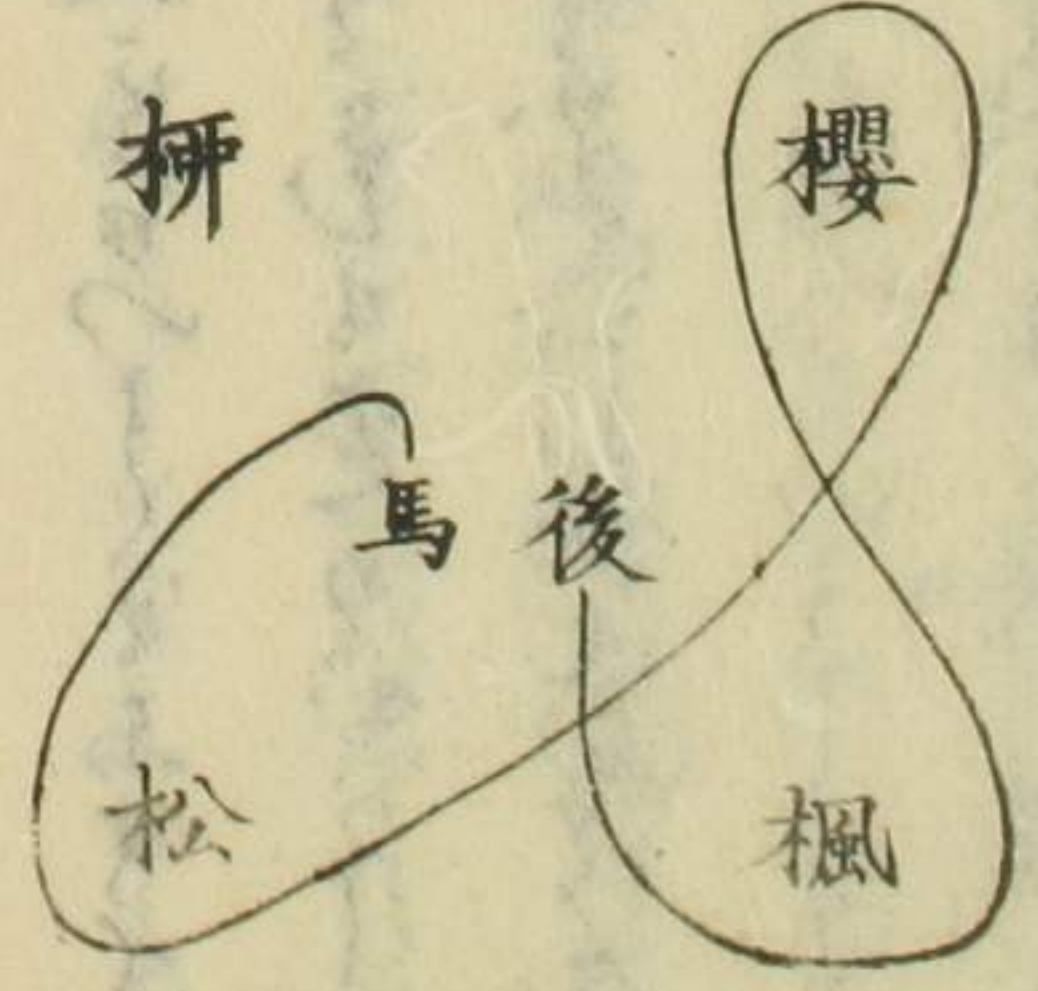
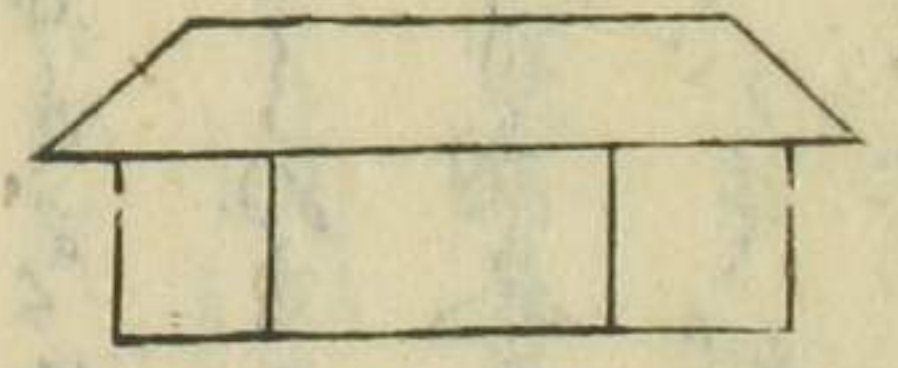
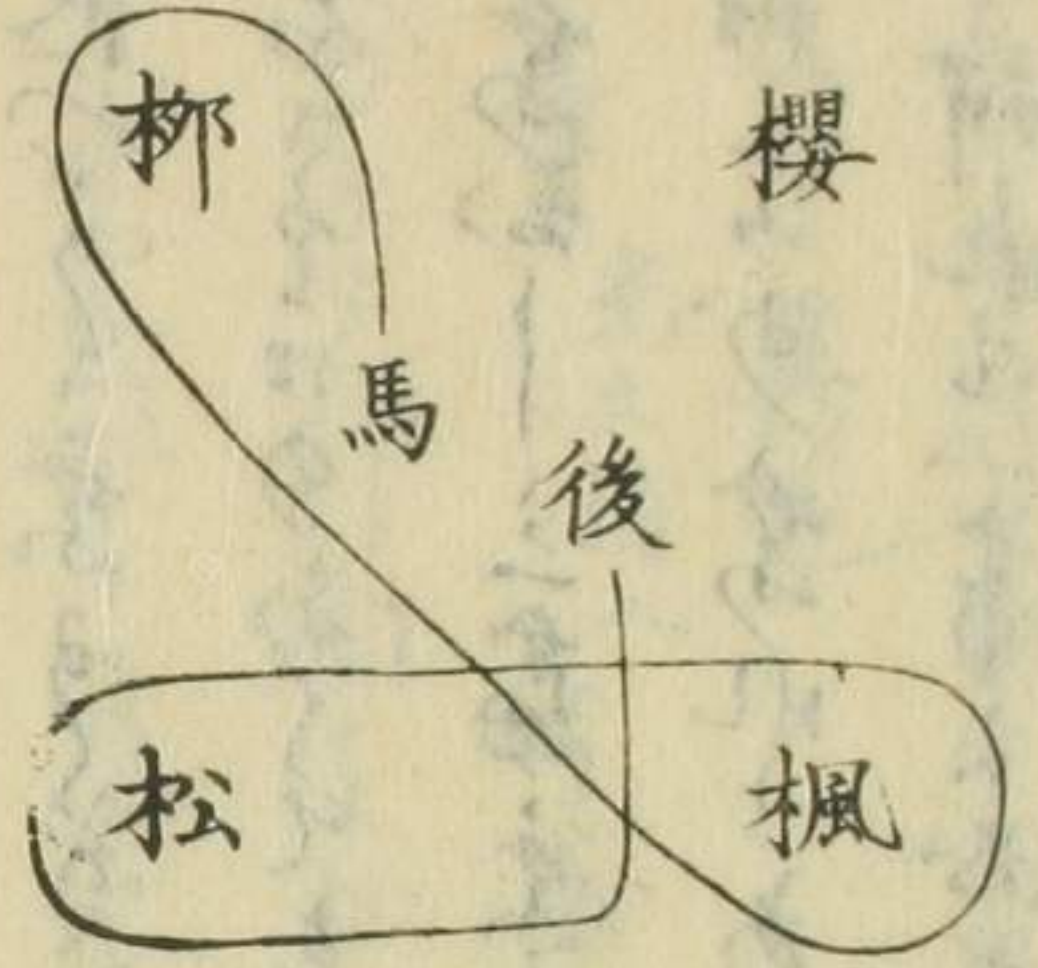
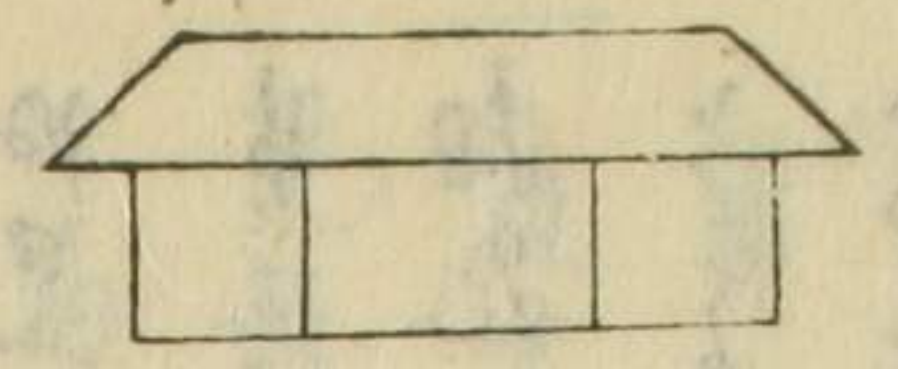
一 四本松の象形を事

馬故実を以て大補入に似あま  
ありしより四本松の松の象と  
はなれり  
四季の象形ハこの圖を以て知るべし

○ 春

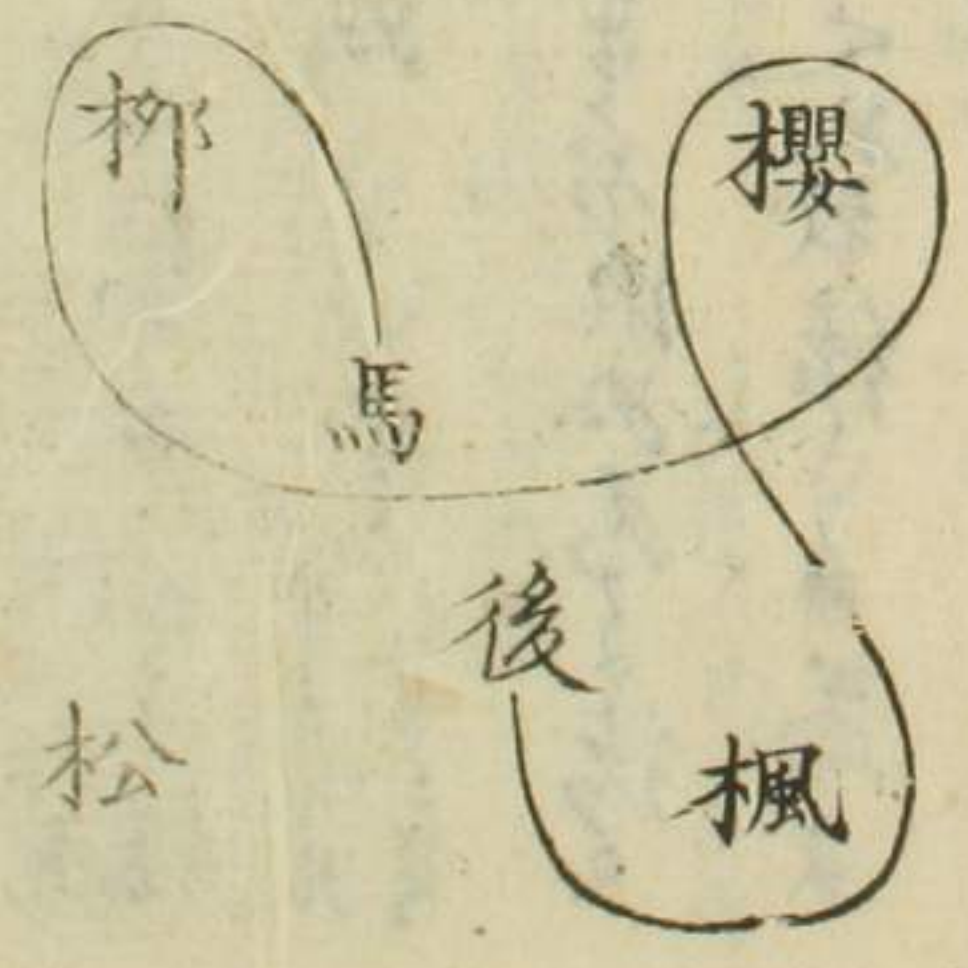
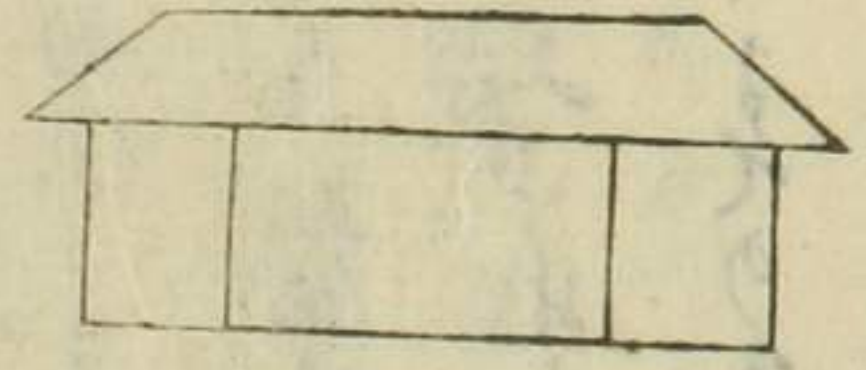
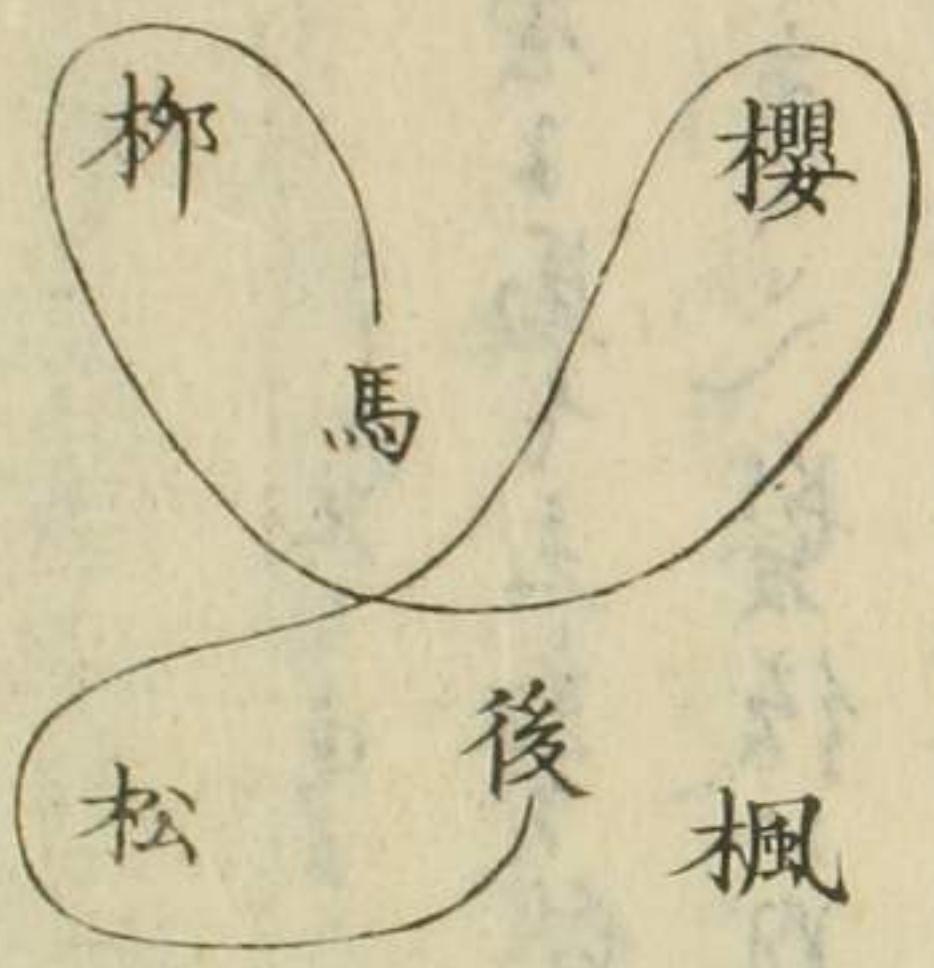
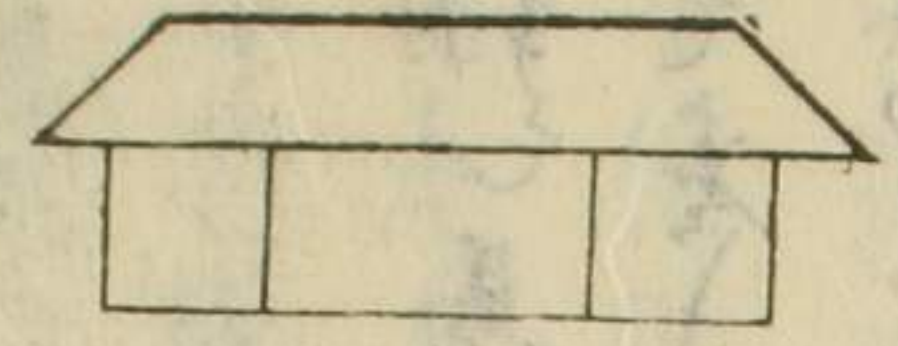
芳春堂院の本を  
除く象形河内も同

○ 夏



○ 秋

○ 冬



一 皆松又ハ切として竹を立たる庭を以てハ松を以てあり  
記を以てして三篇のべし  
いふやうにありともあり  
又云雪の朝庭系の一版  
大なり一番の象形を以て流のむしよあり  
同ト流を以て流を以て

ずハ一足も目跡を察せず何篇と敷の足跡は其の如く  
痛みの重なり又ハ長くゆるゆる目跡は其の如く  
以上先大補入  
の分あり

一 馬の鬃をぬくと云事舊記にあり言の敷を引ぬるを  
いふるの鬃は結ひたるハ畧感之野鬃を本式とする之犬  
追おはし強き野鬃の時分鬃ゆひるるを鬃ゆひる結  
を引ぬきて野鬃をぬくことを鬃をぬくといふこと  
月一馬を二馬を三馬を鬃のみぬれむをぬれぬる結  
て喜さくましく鬃結ハ内く其のる之鬃結ハ馬  
あるハ略儀也

一 馬の足を出さしめりし旧記をうけ是を察せしめり

一 貴人のゆかり馬ある村ハ赤毛をうけはかきを入るは  
是禮儀之旧記を見たり享保年中

有徳院極西番の法士より察せしめり 上院あり

耐赤毛をうけかきを入るを禁せしめられはらり

此方極ハ赤毛をうけかきを入るはさしひこと人々  
乃中せしハ故実志ハぬゆこととの武生ハ馬の故実  
志ハぬ人おし

一 神社より其社より社馬の毛定うたるより其結  
乃耐赤毛をハ斟酌さしき重内同着よりえり  
此は又其定り毛毛のり社道家の外有敷の人々

もも尋ねる者ありたる人ありある人の云上野馬一宮の  
神馬ハ栗毛古馬を用依るは國の人ハ其毛の馬ハ赤  
らず又信別御宿の神社ハ月毛の馬を忌むとい  
えり此類多うるべし然れどもこゝく知る人あり又  
何れの毛と定めざる神社もあるべし

一馬ハ赤毛と馬を赤毛と云ふ是別ありするは赤毛と云ふ  
ハ馬赤の馬ハ馬を赤毛と云ふ馬の口をも是をも赤  
と云ふを云ふべし

馬赤の事小治のまん中を赤毛と日記はありハ赤ハ馬を  
赤毛と云ふを赤毛と云ふ馬一騎ハ赤毛と云ふ

赤とハ赤の事ハ

一屋世馬の事を螳螂と云ふ螳螂ハかききりとも虫にかききり  
のこゝろやせとも馬ハ尺素往來ハ螳螂ハ正途ハはともあり  
るやせともいふものハ犬追物出法師屋ハは縁取のまきれハ  
里ともある螳螂ハききせし  
螳螂も螳螂も同じ事ハ  
いふも志ありハかききりともありともやせ馬ハは赤せたる人  
を忌むともあるものハとも螳螂のハともいふ事ハ  
あやまらるるハありハ  
一説ハ螳螂ハ赤馬  
の事ハともいふ誤あり  
一馬の上かん中へん下えんのハの字ハ驛の字ハ驛の字ハ  
たけハともいふ事ハたけハともいふ事ハ



何れを以て分別せむ也

一 鞍つ不といふは、鞍のたが前へかゝるやうにして、かゝるや

うつ不といふは、馬板裏を見たり 鞍の四節の裏を見たり

一 せうもあちといふは、くさくさといふは、同書又見たり

一 ねくといふは、かゝらして、同書又見たり

一 馬は、ありおとの対する杖つき指のより、大迫は馬場おき元

日云馬より、おし先手をねのよ、おしつて、杖をつき、後目

より、あち、か、い、よ、き、う、て、弦を馬の尻の牙へあして、弓を

まて、手綱を、あて、鞍の前輪は、尻の方の手綱をつき、引

つて、尻の大指より、け、お、痛、か、つ、て、お、き、う、用、害、記、に、お

昔ハ馬ノ末ヲ

あれハ必ヨキヲ

おのゝあゝ、弓を

おそ、末ハ必ヨキ

杖つきて、あち、お

のり、かゝる、時、を

綱つな、つな、つな

ハ、あゝ、手、綱、を

ハ、ま、つ、て、こ、こ、に、ハ

後、代、は、あ、て、ま、お

さ、し、て、あ、ち、の、よ

あ、ち、の、よ、依、て、お

後、代、は、あ、て、ま、お

さ、し、て、あ、ち、の、よ

あ、ち、の、よ、依、て、お

弓杖の内向外向を、さるる、内、外、を、さ、る、弦を、さ、る、の、方、へ、向、て、は  
ま、て、あ、ち、の、手、綱、を、さ、る、と、お、し、つ、て、さ、る、の、是、を、我、是、と、い、つ、つ、の  
あ、ち、の、よ、を、さ、る、と、お、し、つ、て、又、外、向、を、さ、る、弦、を、外、へ、あ、ち、つ、て、さ、る、と、お、し、つ、て、  
時、の、手、綱、を、ハ、ま、つ、て、さ、る、と、お、し、つ、て、あ、ち、の、よ、を、お、向、を、さ、る、と、お、し、つ、て、法  
要、採、抄、は、云、乗、馬、才、弓、杖、を、つ、き、お、し、つ、て、ハ、ま、つ、て、さ、る、と、お、し、つ、て、  
手、の、よ、の、手、の、手、綱、を、鞍、の、前、輪、は、さ、る、と、お、し、つ、て、馬、を、つ、ら、て、お、し、つ、て、  
手、の、よ、の、本、を、さ、る、と、お、し、つ、て、手、綱、を、お、し、つ、て、あ、ち、の、よ、を、さ、る、と、お、し、つ、て、  
手、の、よ、の、才、は、云、乗、馬、才、弓、杖、を、つ、き、お、し、つ、て、馬、を、お、向、の、方、へ、あ、ち、つ、て、  
の、手、綱、を、さ、る、と、お、し、つ、て、尻、の、手、の、よ、を、さ、る、と、お、し、つ、て、さ、る、と、お、し、つ、て、  
杖、つ、き、つ、つ、た、お、の、あ、ち、お、お、し、つ、て、手、綱、を、さ、る、と、お、し、つ、て、

乗る弓のふる時おとせぬふよ子綱をとりてし  
のめくあつてあつておもひ時も同様に候ふ書きて真跡返  
答書なる杖をつきお給ふと函の是とてふかあるとの  
傳おの是程はゆけお給ふおのあつてはきう強は白あれ  
あつてやえお給ふをたへおすにきりより一月程上を給ふ  
つら上へ候へしおの外はありありの時おへおのこころも  
をまへし弓杖をつきお給へしおを給ふの時さいつれ  
の外へ入さしゆびとたかく指とちと持はうさいつれより  
出へし強とてふこの事なりとて

一 鞍並馬は引添とて裸馬を引とて進物はまゝる古

代よりしるしあ細道物の部も記す

一 かり法師とてハ髪を切りしるすのりハ髪を切りしるす  
扱はしるすはまかり法師とてハ源平盛衰記卷十四云  
伊豆守仲綱ハ頼朝本の中丸名馬のを大將宗盛の乞とて  
仲綱おそれとて云りれり安らうとておのひにれり競り引出  
扱はしるすハ小指毛をぬきあせし髪をかり法師は切し  
平宗盛入道とて令焼しとて京へ向けしぞ放川とて  
小指毛ハ頼朝の赤坂渡迎競蹴り  
ふとて平の宗盛より引し馬あり 弓馬故実ハ南世髪を切る馬  
をか髪法師とて皆人のいありし中しりきりきり髪切り  
しるすも又ハいりかこもてか長くありたるをハ小いり

山開明阿云法師  
髪今昔物語  
又より法師髪  
ハ今云かりたて  
と云おまや  
令焼ハやきうま  
をあつては焼  
あり





一 引馬と家督は別のもつ侍家苗用抄云引馬と云ふは跡は引馬といふかゝりて大名のこゝの先へひきつけられし馬を云ふも鞍おろしをうけしひきこゝりは先ありては誰もては家也引馬のもつ大名ありては家督もては家督の跡と云ふ興の先へ引ハ引馬之興の跡は引ハ家督之右ハ家督將軍時代の多し謙倉頼朝の時ハ先へ家督を家督と云ふの次ハ家督を引馬といひて東鑑卷之十一は頼朝は建仁三年<sup>辛</sup>二月四日二石原神多宿の行列を書きしに及湯先達次先陣隨兵次涉乗替次童一人次引馬次由甲若次若右大將家<sup>頼朝</sup>次中調度兼次由後<sup>侍二十次</sup>後陣

隨兵以此次才あり

一 禮馬乃る侍家苗用抄云云番は供の先へ引く馬儀礼馬と云ふ他國へ引せり又云他國へハ一番礼馬と云ふは替り次は弓持のつらうは次太刀もきりたる大方は之引出物又馬を引り耐事を出りハさし繩をさして出中門の外までさし繩をさして馬を扱き人の初より手綱を拵て牽き出さし手綱は幅をさして拵り

委細の事ハの出張記云々實業

弓馬故実ホは是よりさし繩ハ弓のせきと過るをあらし引とひのあり依り尻綱ともあり繩とも云ふ繩とも人の先へひくあり

後にも清和も手綱を云ふ貴人主人は手綱を懸け同耐も手綱を云ふ引て是武家の作法之又云家も同





馬鹿のり三光  
院内府記三光  
馬具の部より  
見合へ

ハ常此は府所と此對面所との間にはる處あり東  
の法門の前より西むきより拾壹名の法馬をより上二名は  
廊下つきにけしきあり服かけとて手繩のことくあり  
またせりしきき足ばうにいつくあつて馬を思皮を  
かひて後うけのまゝひかへて馬をさすまきせらるる  
かゝるハ服かけもあつてよりのあそき手繩をさす  
屋の法馬鹿の老ききよつともひ志より杖とがらとげを  
ひ志をくともげをさすまゝ向て居り是次郎四郎兩人仕配  
ゆゑに是 又こゝろの各皮をとり  
根が、鹿あり  
右同書は云はる處はたぐぬ毛ハ何一毛又がうか

之大名も同前

一 眞馬の事右同書は眞馬と申す五月五日は法蓮より  
糸ゆを以てあまは法蓮身案入る内よりあまは法蓮を糸ゆ  
物とありしを引てまのりゆ也とて眞馬ハ法蓮よりみりき  
禁裏へ献せりし内と云ふ内裏をさす  
笠懸犬追物流瑞馬此物ハるを鹿子足カシコアシと申す射之糸  
子足と云はたりく是の物たるは是ハたりくと鞍馬  
をゆく拍子せりし鹿子足ハ拍子の名たりとて飛あり  
麻の老る是のゆゑありし鹿子足と云は拍子

細川澄元笠懸  
記馬の部より  
走り、常の替  
ハだく足よ  
てりしとて古  
きとて走りし  
ハ今唱森子足  
ありしとて

飼ひ立てたく是より後と云ありこひて前足二つを一夜  
まよふて飛ぶ是つひ狩の時もかのこ足あるへ〜やがらふハ  
かけ足ことと云況ありあやまりある  
べ〜やあまあかきつかけ犬追おき多上のこす物と云こつと云ハ  
目乾のおこやあまあまふさうかのこ足をと用多ういもれあ〜

一馬を猿を養ふより大和本草云馬経厩母猴を云  
馬乃疫癘を除くところ 潛確類書曰猴皮辟馬疫  
本邦も猴ノ馬病をさるを忘れり又東晋の趙固將軍  
甚愛スル所ノ良馬死ス趙固是ヲ惜テ賓客ニ接ラス郭  
璞ト云仙術ヲ得タル者河東ノ乱ヲ避テ此ニ至ル門ヲ守  
ル者シカクト語テ内ニ通ヤス 郭璞カ曰ク吾レ能馬ヲ  
活スベシト守ル者驚馬テ入テ白ス趙固趣出テ云ク君能

吾馬ヲ活サンヤト郭璞カ曰健夫ニ三十人ヲ得テ皆長竿  
ヲ持シメ東ニ行コト二十里ニシテ丘林廟社アラハ便テ竿  
ヲ以テ赤拍ハ當一物ヲ得ベシ急ニ持テ帰フハ馬活ント云  
趙固其言ノ如クスルニ果シテ一物ノ猴ニ似タルヲ得テ持テ帰  
ル此物馬ノ死タルヲ見テ便其鼻ヲ嚙吸ス頃アリテ馬  
起テ奮迅嘶鳴スル事常ノ如シ又向ノ物見ユス趙固  
大ニ稱賞シテ資給ヲ加ヘタリト云右搜神記ノ趣也又  
漢事始ニ云東晋の大將軍趙固ウ象ノ不の馬甚ニ死  
す將軍これヲ悲シむ甚ク郭璞これヲ守テ我ニ此  
を生さんとして數十人をもつて竿を執りて行事二十里

うして一獣をほりて形猿の如く持御りて馬の首を並  
彼獸鼻を以て馬を吸々々馬起て滑り事故の如し  
將軍甚慌べり今獼猴を以て馬籠の中を置くを  
是より起りて獨夷志に出たり

一 あがり馬を言馬ト云後足ヲフミに繩を以て指犬追拍政境記

又云あがり馬ハ繩をさすべし腹帯ハ繩を入れて  
引返す  
結付る前足二足の首へとりてつるはふらむむあり

強くつめゆハ先へ馬ころがして尻程らぬよし古キ  
此種ヲホカキタルアリアカリ馬ノ繩ト云事ヲ知ラヌ人ハ不審  
ニテ何ノ名ノ繩ソト云アリアカリ馬ヲアカラセヌ人ハ不審

一 おろし馬ハ馬の足のまじりたるの若後の足を一度は

もこひ次なる若の若後の足を一度はまじりたる歩拍子ハ拍  
りよ是をまじりたるオロアシは踏足まじりたるありの略語にあらあ  
ハおろし馬のありとまじりたる馬ハ足を四拍子と云  
が細ある是つひひとあらりのるハ足を二拍子と云  
びて是つひひとあらりたるはまたまじりたるありのるは  
おろし馬と云る也此の名にこる

一 ひびく馬ハ常の足つひひのるを云おろしのるは對  
して云名目くひびくはひびくありの略語に常足とも云  
是とも書くひびくは踏のまじりたるは虎の若は次は虎  
の若は次は若の若は次は若の若は次は若は次は若は次は







且て兵具をつつふまをせしめられざる意志どけあまざるを  
戦場の用は志願しとも見えぬが元來武士の言はるハ戦  
場は用いられぬ別は軍用と云ふ事はあるまじき事あり  
然るに別は軍馬と云ふ事をこゝに出たるハかうも事也  
古の系方の書ある系方の繪圖をえて捷く細き言場  
またハ古のゆくの系入ハぬるを考へ知るべし又馬は人  
をこゝとせると是の筋を切らぬと云ふ老翁の病是の如  
く物にあつて是の如くつく言ハ戦場の用はたすまへを  
病ふかどを好むハ人の為の足おと賣るをせよと云ふ事  
うづばり此等 書名 系馬方の事と云ふづつづだりとの

軍之まじだり今世だり是と云ふ同按はうくとハ系  
馬の流は法といハ法くハ屍を靴をつくと  
あつと云を略しと云ハ屍を靴をつくと云ふ事  
是と云ふハ是ハ馬の足ハ系ハ云ふ事也  
一 福にあはれる同書は云福と云ハだりとの指しは猫  
のまじりやありと云ハは傳を云ふ  
一 法けはまひと云ふ同書は云付はまひハ系時のけむ  
を中しつる事と云ハ系ハ人の方ハよもを云ふ一ツハ人ありハ  
まじりハ云ハ法けと云ハ系ハ云ハ馬の系ハ人の  
まじり付てあはぬと云ハまじりハ云ハ系ハ云ハ馬の

馬が此よりよく育つ海へきとす於て

一馬を養ふる事意を能く為る馬は野を生草で  
野の草を食て生草も物之草ハ冬の天候の食料之を以  
飼料ハ草を以て身一として精意ホハに次として少飼  
べし其も此の強<sup>ニ</sup>肥<sup>ニ</sup>す<sup>ヤ</sup>瘦<sup>ニ</sup>む<sup>ニ</sup>て是健之豆を  
多く飼ハ馬大に肥過て身重く是遅く息を切里  
やま馬ハえ物を備りし<sup>ニ</sup>流<sup>ニ</sup>き<sup>ニ</sup>軍用<sup>ニ</sup>の<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>志<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>  
強<sup>ニ</sup>く<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>物<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>志<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>て<sup>ニ</sup>肥<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>信<sup>ニ</sup>ぶ<sup>ニ</sup>武<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>志<sup>ニ</sup>す<sup>ニ</sup>あり  
又厩の馬も冬ハ綿入る<sup>ニ</sup>衣<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>着<sup>ニ</sup>せ<sup>ニ</sup>て<sup>ニ</sup>お<sup>ニ</sup>く<sup>ニ</sup>り<sup>ニ</sup>馬<sup>ニ</sup>ハ  
蹄<sup>ニ</sup>の<sup>ニ</sup>あ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>衣<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>着<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>物<sup>ニ</sup>も<sup>ニ</sup>あ<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>が<sup>ニ</sup>衣<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>着<sup>ニ</sup>せ<sup>ニ</sup>て<sup>ニ</sup>る<sup>ニ</sup>の<sup>ニ</sup>身<sup>ニ</sup>を<sup>ニ</sup>

おこすれば強くなり軍用之に成るの天性を  
知べし

一馬を將軍家より進上ハ鞍置馬に添て裸馬を進上

此も也是を引副と云今川了俊大双紙馬を進上

此もハ鞍置馬一疋けこの馬一疋引副と号す

韋卷ニ飾馬唐鞍ノ具ヲ飾タル御馬ニ疋次ニ裸馬ニ轡  
銀面尾袋ノミカケタル御馬ニ疋韋タル躰ヲ画カキタリ

馬を牽て然れ目より手繩をひくと手繩をひくと

多列のり今川家記抄云鎌倉將軍の元之の境飯の馬をハ  
手繩を歩かけて下手繩をして牽し此時けさう馬より一  
の馬の如く二人して牽き普通の儀すハ一人して引牽す

あべ〜この時ハ子のあを引こげさう馬のぬ〜何れ引玉物  
 の馬ハ引手系り此あ見え流口を少おすけり〜流口を少す  
とハるの  
正面又立向て西のくつこのむつてを  
おすてをわけてこ是あ〜かまこし 今川大草子云挽飯  
の条此馬を道  
 又ハ馳並馬一疋けこの馬一疋引副と号之役人ハ紐こ  
 る烏帽子懸をこて末を結て一か〜して袴のぬ〜  
 たちをさ〜採て引ておあせの手繩を付て下子の者了  
 引ま〜下子ハ中間の役之引副のるハ始の役人目曳こ  
 是下子の手繩を〜次只一人引ゆ〜おあせの手繩とハ白  
着長紺之条の布を  
こころよあひる繩之幕の手繩のぬ〜挽飯又道上の馬ハ手つゝハ鞍子  
あつてをさふをたち又付て引てるの衣を上子と〜左を下子と  
ナ上子ハ侍の役見引下子ハ中間の役之中間のるをあてたふこ  
こ下子のち引するこ下子繩のるこは目より〜時二人〜引

也者ハ下子か〜をさ〜せて中百ハ退て侍一人と  
 かつのをち引て〜常ハハ子あ〜引るあり

一 馬場と云名目上古よりあり〜平城天皇大同二年五月  
 壬辰鸞輿晨駕臨御馬臺云々又桓武天皇延暦廿二年  
 正月己巳御馬場殿親射云々類聚國史  
日本記畧されば古書と云ハ  
 又ハ馬場何り〜殿亦ハ馬場殿と云馬場と云名目  
 久〜あり

唐土三木馬ノ名見  
 二ハ性理大全六十四  
 宋孝宗ノ条三朱子  
 曰孝宗是甚汝庸  
 英武劉恭甫奏事  
 便殿嘗見一馬在殿  
 庭間不動疑之一日

一 木馬〜古代之書ハ所見あり慶長以来の物多〜  
 其後ハ富孫あ藝者好云子綱切掛と云也天文の云我  
頃也  
 亦一族ノ富孫小四郎と云そのより世ハ孫〜藝能  
 を五のち布〜て〜るをハ信業申事たけて余ハ

問王公明公明日此  
 刺木為之者方機  
 之暇即御之以習操  
 鞍騎射故也云云宋  
 孝宗隆興元年八  
 本朝一條院長竟  
 元年一箇ル

名をあらわすをうけひるふとふくうけを作ると女の  
 座敷より畜き不斷女房は口をとらせてまて文として  
 考まは木をあらう馬をふ小鞍うけハ作らまじき之木  
 馬あき襦袢あて十訓抄は木宮の名目出たれとも  
 是ハ罪人の具とて木馬の澄（？）

一 葬禮の引馬の事穴太記云 万松院義晴公は州  
 穴太山在陣幸ヲ記 葬禮公の門後

の幸坊ハ松田九郎左衛門頼隆（？）たり  
 ハ松田對馬守盛秀之先は先ハ白鶴毛の太逞（？）ハ鞍を  
 にびきの鞆のけ澄の内よりあるまで思塗ハ澄ハハヤウ  
 ありとてえをうり先例とて伊勢同右ののの思塗をハ書べ

兼炬ハ葬禮の時  
 たいまつを執り  
 僧心

へうりじま折紙（？） 燦（？）き車ともありとて既の舎へ  
 よひのせそ伊勢次郎左衛門尉貞清一人素服とて涉  
 てるよ添て大層を三夜めつりて後付馬をハ兼炬（？）の  
 へとも例とて妙安和為の中（？）小後せを別（？）て  
 出るとり 真丈云ハハ純色と書て籠をのりて尻ういぢか  
 ういおもうい皆籠をを用子綱股帯も同色ハ鞍ハ  
 思ぬり無文袴の内も馬ハ一色のうけやういさすうの鞍をそとへ  
 けて御るハ内ハ内ハむけてをそとへも送らるもよからあり  
 者といふははまはりて常ハ思とてを用るハ必後を付るハ後  
 ハ思と凶事ハハ無後あり





法々ら切符の可ハ引目皮の培手を用ゆつら切符も引  
目皮の培手も晴あり付ハ必用ゆこの人の介知は

一武雜記は云つら切符の多晴の付用は徳をかせいぬを

る事ハ不及見ゆ家々の紋を多く習てて用はたさびの  
可ハ必くても用は云々三好亭法成記云つら切符は紋

云々黒漆幸何縁繪云々或人云つら切符ハ草のハ  
あふぞ首敷を組たる物之草をてをりをとる古き繪

多々云々云々は流むすは流あり室町家の時代はつら  
切符といひ物は流らえ組又真衡流白き精好をも包む  
黒く紋を書くと云つら白を包む

も白せいこうも首を組たる切符の代りとおもふと云々首を組  
るハ要しき事あるゆへ後はハそれをかえ用ひあるべし真丈云

昔は作りたるハ鶴のあぢみわりき面白めし草を包たりを  
代り用るも何うされども本の名を失せし草を包たりを  
つら切符云々あらん 上堅記云 永正の以上系をある 切符ハつ

ら我家の紋をつらえかり付と又ハ草を見も草と  
又江小記云つら切符本へおめしハ晴女之又高忠守書云

犬芝掛いる可ハむきもるの切符不若所は組又ハそれの犬  
芝掛の可ハつら切符あるべし想てつら切符草と

一ハハせんといふきもるせんのも火種と書く此火のきも  
如く赤きああるべし武雜記は云ハせんのから平坂のり

尋いハ赤きもるせんのも形のはハ付更草記  
月といふし真衡云日記もせんといふ今のかうせん

事はあらず羅紗の事也

一 赤き毛纏の鞆履の事又火纏の鞆履とも云ふ京師將軍  
の古物ありぬ其時代禁制とありしは外の色をも撰ま  
不用といふ毛纏といふは世のちうせんは阿比比々世羅紗と  
云物之異國より渡り物也(平人ハ用事をもたぬは  
免あは用之といふ序内書引付云云  
試引付ハ伊勢守  
貞忠洞進引付)

赤き毛纏  
序内書云

就白傘袋赤毛纏鞆履歩免之儀太刀一腰 貞守  
家助 馬一疋 葦毛下  
雀目結 青洞五疋疋別来目出也

八月十日 太永二年十月

三雲源内在事の事

是ハ赤毛纏  
と云ふは  
序内書  
云

為白傘袋赤毛纏鞆履免之禮太刀一腰 貞守  
馬一疋 河系毛下  
赤目結 青洞五疋疋別来目出也

六月十三日

浦上掃部助の事

一 松浦き波守先祖は義教より火纏の鞆履は免を今  
に緋羅紗と色たるうさおひを在りて用ると云ふ五  
大双紙よ赤きわうせんの鞆おひハ公方様は物の外を  
大名陸分の流ばう古ハかけられはつる色の整りたるをも  
誰もうもひげちやゆき

一 唐ひらの切付と云ふ毛纏の切付と云うせんのもおふ



平家物語卷の五  
忠清ハマケの馬  
まど宗て多上  
徳ありいかけ  
てうひあ

上堅物云靴中  
ぬきありあつらひ  
一名をハ袋あるあ  
いハ云返来靴  
とも云貞丈云  
靴といハ袋と云  
まよりてこれハ  
平家の紐の袋  
ハ靴のぬく  
物あるし

あるすごとくそのうしやのすし

一 かのきとありい上徳園より出る名物之を訓往来の上徳  
靴とありは外日記はは名何り謙倉將軍宗尊親  
王のは可謙念り内記兵庫元深靴の故実を注進せ  
彼家代の上徳園はあけまをまけとと東濫は元たり  
おや志重といハむんどう志ういのみとハ供取実記は  
元元より返来靴の上徳ありふのりあべー系して靴する  
故ありあつらひと云

一 きんぢや靴と云ハ大がき小がきは惣名を延喜式彈正曰  
凡六位以下靴クラシリガイフサ靴總不得連着但聽若靴ツラチツクルコヲ襪ユルスツクルコヲ及後束ツツヂ云

方社物語云  
あしあふすきた  
る向くそんの  
ふまきんちや  
あつらひの山吹  
あつらひと云

ハ心ハ延喜年中の法ハ六位以下ハ靴の総フサを並はし給て付  
たりを六用事をもとされず但靴の辻の所と靴の端と  
に総を付たりをハ法免と成と靴の辻といハちがハの  
不を云連着の二字をきんぢやと云みハ総をいハりも  
あつらひと云はつらひと云は連着ハ大がき小がきの両方あり  
大がきを原がきと云は錯抄曰古靴千イサク総短迫  
代靴甚ク大ク総長シキ靴ハ上古ハ小総と云後大総ハ  
出来たる物也又靴の辻ツチヂハちがハの可付たりをハ過総と  
いハ枕蓑葉葉ハ連着ハ強過総と見元をり延喜式ハ  
靴ツツヂ襪ツツヂと云ハいハり



七寸と書て二寸はきりぬ<sup>又三寸と書て二寸はきりぬ</sup>  
を捨て大方をあけて三寸と書くとも三寸はきりぬ<sup>方の書き三寸五分ありぬ</sup>  
とのまじりぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
と云ふ二寸の書きぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
書れぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
と書れたる又馬故実の書きぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
阿の是はその書きぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
宝徳元年十二月十八日阿の馬故実を書れぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
左巻の刷真順の天文永祿年中の人<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
元年と云ふ百十年の間の古<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
と云ふ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>

あつたるもの石審貞丈<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
と云ふもの<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
初<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
一 阿の総たの<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
厚徳の尻<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
と云ふ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
一 阿の<sup>三寸の字をいひぬ</sup>  
おぬ<sup>三寸の字をいひぬ</sup>

一 三がいと云河古のあり古書ふハ鉄と云て三がいの熱名と云  
たるも有り又面掛胸掛尻掛と云ニテリ又掛ノ字かけも  
かきも唱々一ケ音相通あるおおもひむあがいはり  
ふいとも云お後代三といと云智たりと佐野三といと云不  
これといとも云世用之下野園佐野ノ庄より作り出  
又佐野の西の方温垂と云は二所より出るを云ふたれ三が  
いと云の事なり

一 五六掛鏡の事 光大回ハ雜記ニ書戴墨れたるのいふ事  
五六掛の正説を傳はれり一以その推考の説あるハ  
は及別りありぬ貞丈翁後ハ五六掛鏡考といふ一

冊を著し終ふ其の全文をこゝに記す

五六掛鏡考

○五六掛ノ鏡ト云ハ鉄ニテ骨ヲシテ木ヲ入タル鏡也何  
故ニ五六ト称スルト云ニ諸説區々也其諸説尤ノ如シ  
○或云鏡ヲ釣リ置テ五六三十貫目ノ重リヲ掛テ試ニヤナイ  
葉伸ルヲナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云故伊勢因幡  
貞域ムラガ弟子伊勢淨齋云鏡ヲ試ニハ三十二貫目ノ重  
リヲ掛ルトゴ右ノ説ニ貫目ト云ハ二貫目不足也ニト  
二貫目ナレバ四八也五六ニハ非ズ右ノ説用可ラズ

或云鏡ヲ釣リ置テ五六三石ノ重リニ掛ルニ柳葉

伸ルナシ故ニ五六掛ト云ト也貞丈云此說前ノ説ヲ  
轉變シタル也用ベカラス

○或云鉄五分木六分合テ作ル故五六掛ト云ト也貞丈云五  
分六分ト云ハ何ヲ以テ其分量ヲ定テ云ヤ詳ナラス此  
説モ用可ラズ

○或云昔甲州五六ト云里ニテ作り出シケル鐙ヲ五六掛ト  
云ト也貞丈云甲州支配ノ御代官ニ尋問シ五六ト云地  
名トシ此説モ用可ラズ

以上皆異説也

○貞丈先年元文ノ比伊勢因幡平貞域

大坪直弟鞍  
鐙作之正統二

五六掛ノ名義ヲ問シニ貞域答云鐙ニ五六ノ矩ト云

フアリサレバ五六掛ト云由傳ヘ聞ケリト其時委クモ

尋問サリキ近頃貞域ガ弟子伊勢淨齋

名曰二五  
全用

六ノ矩ノ事ヲ問シニ淨齋答云鐙ノ高頭或精頭ノ付

キハヨリ舌先ノ外稜マテノ間五寸六分也鐙ヲ作ルニ

此五寸六分ヲ以テ定法トス是ヲ五六ノ矩ト云此五六ノ矩

ハ木ヲ入タル鐙ノミニ限ラス鉄鐙モ亦五六ノ矩也古キ

鐙ニハ五六ノ矩ヨリモ少延タルモ稀ニハ有リト貞丈右

ノ説ニ付テ木ヲ入タル鐙ト鉄鐙ト兩品共ニ高頭ノ付

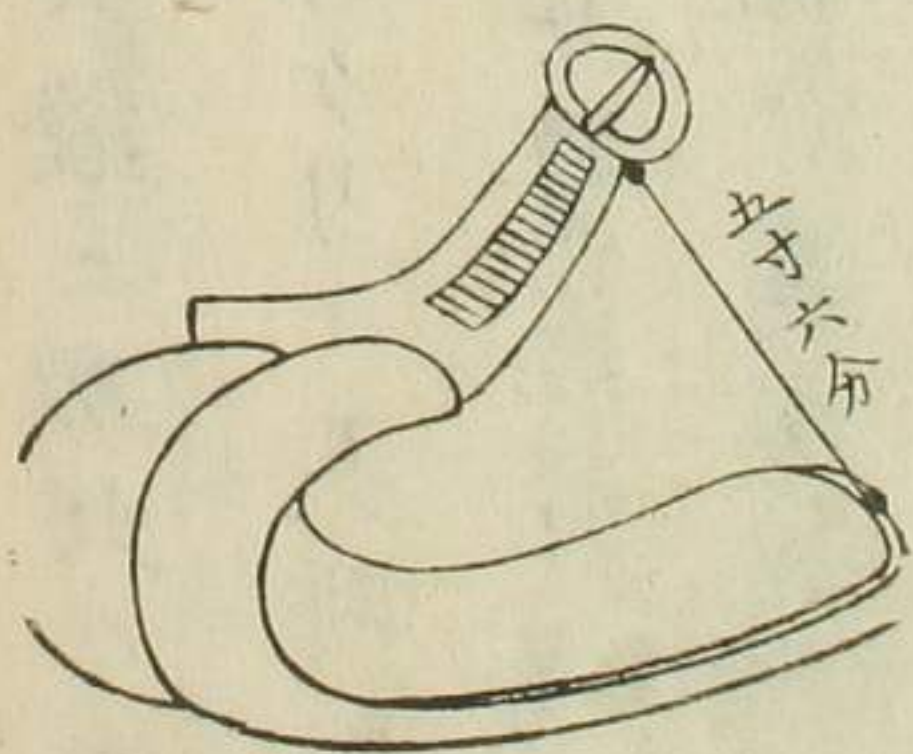
キハヨリ舌先ノ外稜マテノ間ニ曲尺ヲ當テ試ルニ五六ノ矩

合へり或ハ鐙ニ依テ一分又ハ五厘許ノ伸縮アルモ稀ニ  
 ハアレ氏五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルベシ鉄  
 鐙ハ鑢ノ磨過シ又塗鐙ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ベ  
 シ又ハ鐙主ノ好ニ依テ定法ニ少違フモ有ベシ是等ハ  
 通例ニ非ズ五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルナシ五六ノ矩  
 ノ寸ノトリ様左ノ繪圖ノ如シ

木ヲ入タル  
 鐙五六ノ  
 矩ノ圖



鉄鐙五六  
 ノ矩ノ圖  
 真鍮鐙  
 モ亦同シ



右ノ圖ノ如ク木ヲ入タル鐙モ鉄鐙モ共ニ五六ノ矩ヲ用  
 ル也サレハ五六掛ト云ハ木ヲ入タルモ鉄鐙モ如此ナル形ノ  
 鐙ノ惣名也然レ氏木ヲ入タル鐙ト鉄鐙トノ差別ヲ云  
 分ケンカ爲ニ鉄ニテ作タルヲハ鉄鐙ト稱ヒ習ハセシニ  
 依テ五六掛ト云名ハ唯木ヲ入タル鐙一品ノ名ノ如ク片  
 付キタル也

○上古ハ鐙ニ種々有シ也或ハ輪鐙アリ其形輪也南都春  
 日神殿ノ唐戸ニ画タル餉馬ノ繪其外古画ニ見タリ  
 或ハ壺鐙アリ其形沓ニ似タリ南都東大寺法隆寺紀  
 州熊野新宮ノ寶物ニ在リ或古長鐙アリ其形輪鐙ニ

舌ヲ付シカ如シ餠抄ニ圖アリ又舌短鐙モアリ此名モ  
餠抄ニ出タリ皆形異也五六掛ノ鐙モ近世ノ物ニハ非ス  
奥州前九年後三年合戰繪保元平治合戰繪一谷合  
戰繪年中行事繪法然上人御傳記西行物語繪等其  
外古画ニ專多ク五六鐙ヲ画ケリ  
此五六ト云ハ木ヲ入タル  
鐙ト鉄鐙ト両品ヲ兼テ  
云ナ五六掛ト云フ名古書ニハ見サレ其鐙ノ形ハ古画ニ  
多ク見タリ右ニ云如シ五六掛ト云名ハ本ト五六ノ矩ヨリ出  
タルナレバ鐙作ル匠家ノ詞ナルベシサレバ古書ニハ其詞ヲ載サ  
ル欵木ヲ入タル鐙ヲ古ハ木鐙ト云鉄鐙ヲバカナ鐙ト云庭割  
往來ニハ金地鐙トモ云

延喜式ノ古馬寮式ニ木鐙見タリ諸鞍日記前駢鞍  
ニ云前駢ノ鞍ノ事形ハ移ノ如シ鐙ハカナ鐙モアリ木鐙  
モアリ云々古画ノ前駢ノ躰ヲ見ルニ鐙ノ形今ノ鐙也  
然レバカナ鐙トアルハ今ノ鉄鐙ニテ木鐙トアルハ今ノ木  
ヲ入タル鐙ノ意也古ハ如此カナ鐙木鐙ト称シタルヲ兩品  
共ニ五六ノ矩ヲ以テ作ル故惣名ヲ五六掛  
鐙ヲ作ル意  
ヲ掛ト云佐々  
木掛日野掛ト云然ニ鉄鐙ヲハカナ鐙ト称シ五六掛ト  
云ナル故五六掛ト云名ハ木ヲ入タル鐙ノ名ニ付タル也  
安永十年辛丑三月望 伊勢平藏貞丈書  
右ニ五六掛鐙考の全文よりけり及補入之

先大古キ煉鞆  
ヲ見タリ山形爪  
先ナトノ積シタ  
ル所ヨリ見ルニ  
中ニ厚サ五分程  
ノ木ヲ入テフノ  
裏表ヨリ牛ノ  
生皮四枚ヲ八枚  
重テ漆ニテ堅  
クタリ爪先

一 張鞆カククラといふもの、羊をもちて色たる鞆之、鎌倉年中行  
事、又張鞆は鞆覆かけて引事ありとあり、羊をもち  
たる鞆ある、故日、所ひてもひりれ、換じり、羊あり  
依る、く、あ、わ、ひ、か、ら、る、及、於、於、東、鑑、卷、十、一、と、も、  
う、ハ、鞆、と、あ、る、も、同、じ、物、也

一 煉鞆ユリクラといハ、中地を羊より包み、生皮は、羊、お、を、付、り、  
地を、そ、ぬ、ぎ、た、り、て、煉、鞆、と、同、じ、物、也  
一 證、り、か、く、と、云、ふ、あ、り、鞆、の、頭、は、細、き、お、ま、を、カ、羊、一、と、  
その、細、き、お、ま、を、セ、つ、す、の、と、も、う、ら、わ、つ、鞆、と、云、又、り、か、く、と、も、  
カ、り、羊、と、も、云、又、か、く、と、云、か、く、の、お、ま、を、う、こ、と、も、云、云、か、く、

方、六、枚、二、見、エ、り  
皮、ヲ、削、り、テ、形、ヲ、  
成、シ、タル、物、ナル、ベ、シ  
扱、其、上、ニ、子、リ、物、ヲ、  
地、ヲ、シ、タル、躰、也、草、  
テ、包、タル、躰、ニ、ハ、見、エ  
サ、リ、キ  
先、大、日、和、名、抄、ニ、云  
鉸、具、揚、氏、漢、語、  
ニ、云、鉸、具、一、音、鉸、具、  
此、開、ニ、云、貨、古、今、按、  
今、令、謂、玉、鉸、是、也  
鉸、具、一、音、鉸、具、以、  
鉸、具、也  
文、永、四、年、發、合、か、の  
川、氏、部、帳、為、家  
ま、ひ、の、物、も、ち、や  
さ、ら、む、し、一、丸、も、  
あ、ら、か、ら、か、こ、の、川  
も、

何、の、不、也、ハ、鞆、の、頭、を、か、く、の、と、云、云、た、り、と、云、云、ハ、あ、り、  
海、り、と、鞆、の、く、び、を、か、く、と、云、云、か、こ、あ、る、お、の、く、び、を、か、  
か、こ、か、こ、の、お、ま、を、ひ、ぢ、す、の、鞆、と、云、云、と、云、云、と、云、云、と、  
と、い、ふ、字、鉸、具、の、二、字、を、用、ひ、事、あり、此、二、字、は、ま、づ、て、太、刀  
造、ら、外、の、か、あ、ぐ、の、事、と、延、喜、式、ハ、太、刀、の、事、記、し、た、事、也、  
鉸、具、と、あ、る、も、太、刀、の、か、あ、ぐ、の、事、と、鞆、の、う、こ、も、鞆、の、か、あ、  
あ、り、尙、後、具、の、二、字、を、用、多、し、お、ハ、か、あ、れ、な、く、ト、こ、ト、云、  
通、じ、ら、あ、ら、か、こ、と、も、云、云、  
一 鞆、の、か、こ、を、さ、す、と、云、云、ハ、お、ま、を、名、之、伊、勢、物、語、の、お、ま、  
ハ、鞆、と、云、云、お、ま、か、け、た、の、お、ま、ハ、お、ま、ぬ、も、つ、と、云、云、





ちりて服帯を又さびとて通し能く志めて上敷の  
上を巻のこころ一徳志の務めて両の糸端の糸取をうけてお  
端の糸をむきあげひようけん巻のゆくまへ

右取法秘傳集  
のいさのせきり

へおきせとあり道思愚承の糸の上敷のよま  
あてことありあはれ少遠行の志軍陣は用之

又犬追お明流記

鞆は二重服帯を思ふ事軍陣の扱よりせし服帯を二

つして小服帯をうけて志むくは是れ新中よりさへ上敷

の始ぬるこころ是れ犬追おの  
二重服帯服帯を二つして六布のこころびと

小さびとのこころ本々の文許もさういふことくろあつとさ  
小さびの

耐草を組たる服帯はあはれ統りぬいさをも上服帯の中

服帯と云流せとも上服帯下もいふこと名目固記

只二重さびと云々表服帯小服帯  
ハ旧記あり

一 鞭長サ乃事糸の弓矢の筋矢つゝ長サの筋はわり鞆の

ころら拵の針糸具は秘傳は委しくわらうははの略

一 糸を引く糸繩は武新記に云はれ中より白

糸繩を用ひかきさし繩と申ひ布と云ふはははたさ

ひろかきさきさうろ小仕り用害記に云はれさし

一丈二尺弓馬秘説に云はれさし繩をさし繩と云は

他流にかきさし繩のさしさうの右より左へかけし

のどのちまきさし短きさし引志の長き方をさう

痛の中へ入りあ方へ引直して響の十又事の環の外

摩訶泥障  
ともきん

より引通して又それをこの繩のそとへへ〜ちりれりち  
り〜ちりちり二重より引通して〜を一結び結び〜  
泥障アフリと云ふ毛皮をて作りしを云ふあり〜年見作りしをハ  
泥障アフリと云ふは事宝弓兵艦を見へたり 又も書紀  
にも見たり 泥障  
ハ中ハ雨天ハ衣服はほちつく泥を障りぬの力あり  
後ハ晴天もこれを作りて障りぬ武用ハいづぬ物  
有軍陣騎射に用ひるハあり又水正家中竹馬記に云  
ありきすも遠旅に用ひるハあり〜か〜但しぬる治中ハ  
い〜や〜ありきして〜ハありなり  
ハハキ 藤もきたる阿ハ泥障ハさすや〜き〜泥障ハ不昔と

宝弓兵艦は見たうされバ大追物笠掛ハ泥障ハさすぬ〜泥障  
ハ中ハありハ衣服はほちつく泥を障りぬの力あり  
ハ晴天もこれを作りて障りぬ武用ハいづぬ物有軍陣  
騎射に用ひるハあり 重出 又水正家中竹馬記に云あり  
指り遠旅に用ひるハあり〜か〜但しぬる治中ハさすや〜  
てありきして〜ハありなり  
とらげ色の響と云ハ白くみづきたる響の上をさう〜  
〜とらげ〜塗た〜漆の色と漆の色と〜とらげ〜  
とらげ〜とらげ〜の色の〜とらげ〜しぬる響ハ暗候あり  
とらげ〜の〜大追物以鏡記又大追物方々書あり〜



一 馬糸袴と云物古家きぬし古ハ言れる可ハ袴の袴のとはを  
 取り糸つてよおしきとて糸ありしとて是を小ぬきとて  
 日記よりんえり

一 ちのけくると云ハ切符をちのけたるを云

一 鏡鞆とハ鞆の熱糸を根又共禰ふどのうすう糸を包ま  
 たるを云熱廻りの度痛をとる

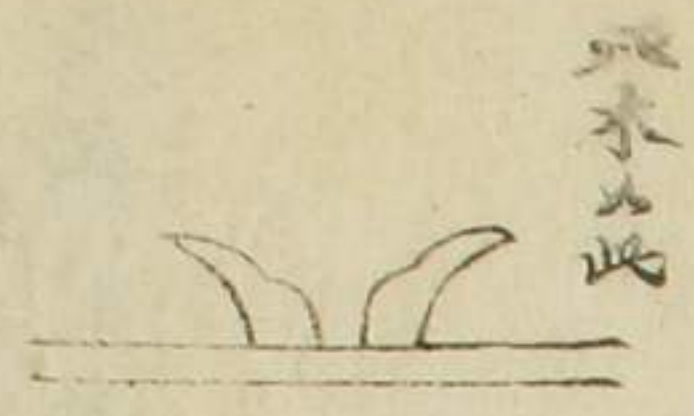
一 鏡壇と云小き花鏡のゆくり糸をあて表の方又花の壇  
 のゆく糸を道とて袋のゆくありあり

一 馬糸の鞭と云ハ馬糸は題ありしちこ馬をもちする風呂  
 記と云 神馬日記  
 何ルト有来 馬糸の鞭のり太竹の根を二尺六寸可切

糸をもちあふり結をふあまはちをへて鞆びまびきと  
 どんぼうおいろとて一寸斗まで切鞆とんがうを  
 ふ入鞆のかけ糸あいの板のむすの柱はうけきとて鞆を  
 見て自ら馬のちがうをたて云

一 ちまうぬき又八本のり風呂記は云馬糸の版うけ持の本は  
 鞆鞆の形は二つありは本ハ版うけを押しせんといへ  
 ちこれとも名あるべし八本と云人稀く又せが貫とも  
 云い云

一 ひんどうぼうりとハカ革の先のぬき所をびんどうぼうとて  
 きりぬき即ちがわうとのり びんどうぼうとハカ革と云  
 本名とがわうと云



一 鞭は作の木態柳一名磯柳とも云紀伊國又土佐國  
あまにあり海邊のわらびの如く外の木はからこ  
つておこなるひておろす事あきおむちふまると土佐不  
てハ一名ハ海邊のちも云之又如つ法の名云勝着とか  
海邊柳と見たりかり法の名小笠原の書ハ勝つと  
といふおむちも用ひたり非く鞭は用ひ木ある人  
移りかり法とつてる事と

一 上方様も鞭をさう終りて風呂記云鞭をバ上方極  
もを指し近代ハ法義澄公院殿極高権ハ法成又鞭は  
法成の成肩衣法袴見を指し又惠林院殿極高権ハ

雪の筋の法成もさ指しと云

一 鏡鑿と云ハく己の十文字の形を十文字と云りは  
うものでもさうあく鏡の如くは作りたるを云古キ陰脚  
の書ハ騎馬武者の袴は何の物之鏡鑿鏡鑿子鏡鑿  
鏡鑿の名中院通方その鏡抄を見たり

一 鏡鏡と云ハ鏡のものをいふ所の形を銀のうすく物と云つみ  
たるを云之酒井雅樂頭忠恭の許すは寛治年中の鏡  
のうすく物を見せしれはは物鏡鏡ありきと云鏡ハ中  
舌の鏡と云古先考の鏡の中分鏡と云かこりたるを云  
さうありてかこもより下へをれり也

鏡鏡ハ中舌の  
さう限るに云

スイセウ  
一 水晶靴と云ハ靴の紋ハ水晶を合入ニ酒井雅樂流忠

恭の許ニて寛治年中の水晶靴の伊勢国幡ウツスうろ物をもせ

き其靴の形山形の袴袴基の二箇のゆく上の方ニ角

又その形もあつたさきの場少きものなり新製地

且て紋亦くはちりして紋のふハ水晶を少くすく入り

水晶の下ハ朱緑青あざをさしたるがよまき西うて七

宝のゆく段の形ハ袴より少くさいき圓形をちりしたる

を忠恭の好まると牡丹の花形は段よりゆへ又其靴の

境子ハ鏡境子付う響も鏡響添へたり

尻シラハナ總シラハナの馬を引て行く時子繩をせしめてるの先ハ

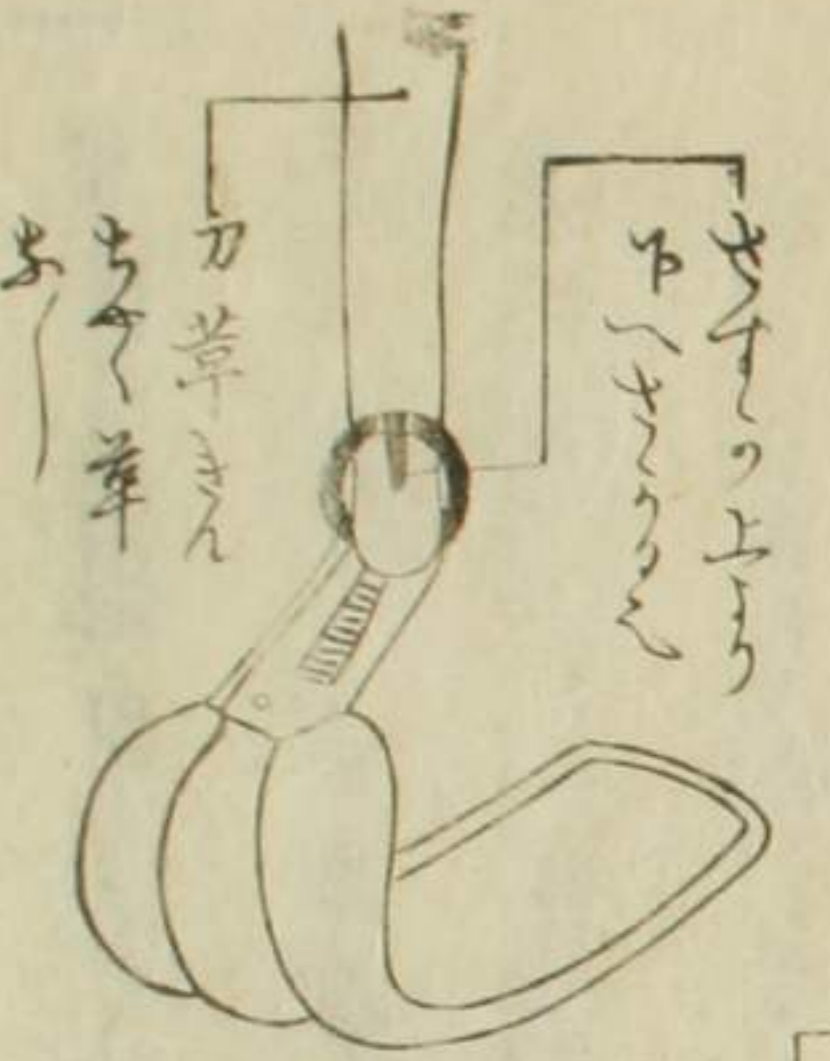
きしりも引るもあ

字用抄ハ馬の  
あつたふとも思  
とてつゝあつた  
とハありとも  
あつたふとも  
あつたふとも

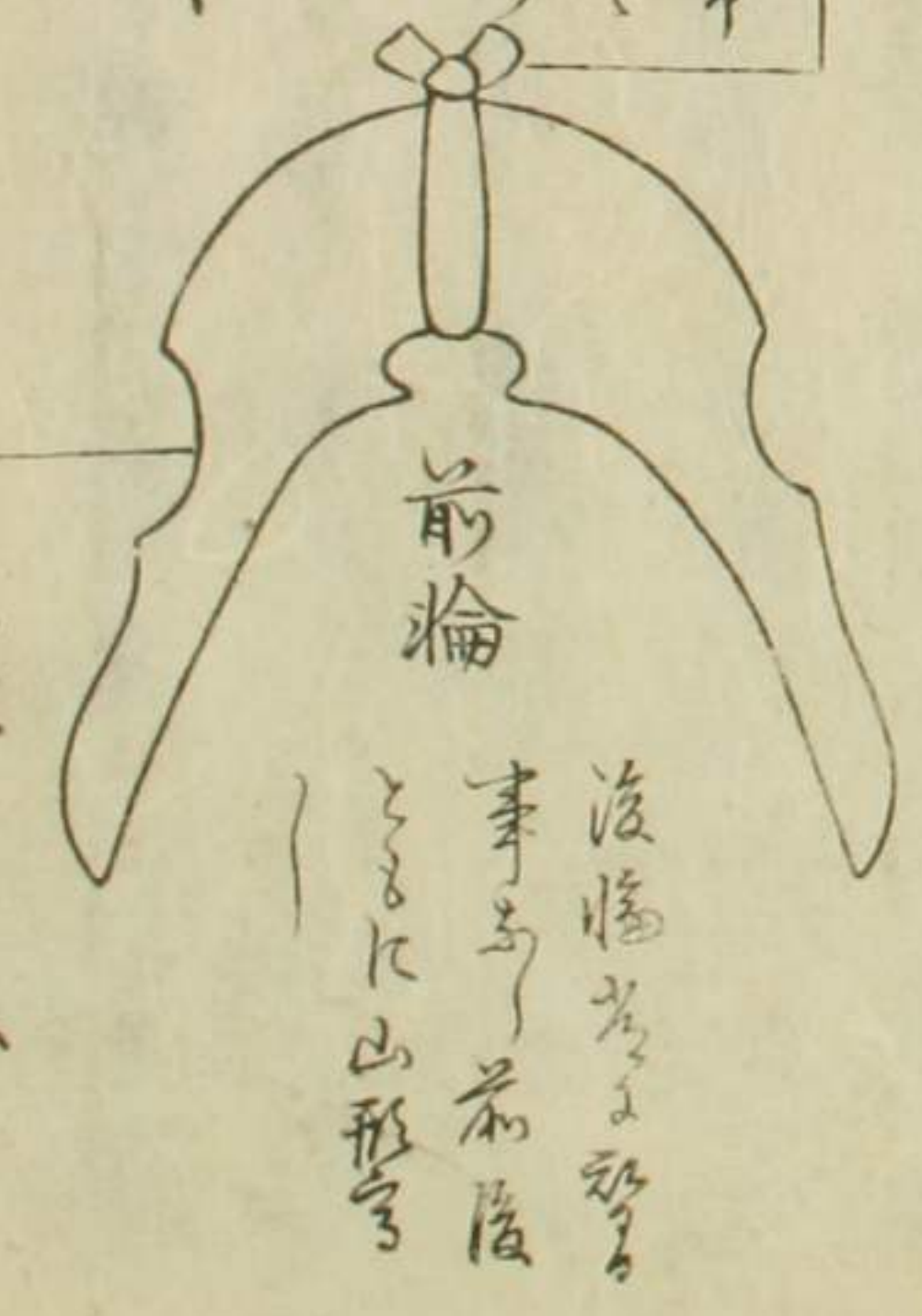
と進ま走りぬんとするを先ハやう海づきあよ手繩を  
あつた方へひく故尻總と云ハ尻の方へ引く心も是引く  
時の名もあつたぬ時ハハ手繩のるをも尻總といふ  
へうび手繩といふ又尻總とい物別ハいふ

一 後三年の袴袴物元陣古惟久等ハ不見えり靴ハ力草

の袴袴のめ



は徳ハ二重腰帯  
をハありてむき  
びるる香あり  
とらびのそ  
あり  
袴裾ハ少  
黒ハあり



五十  
子形ハ月形

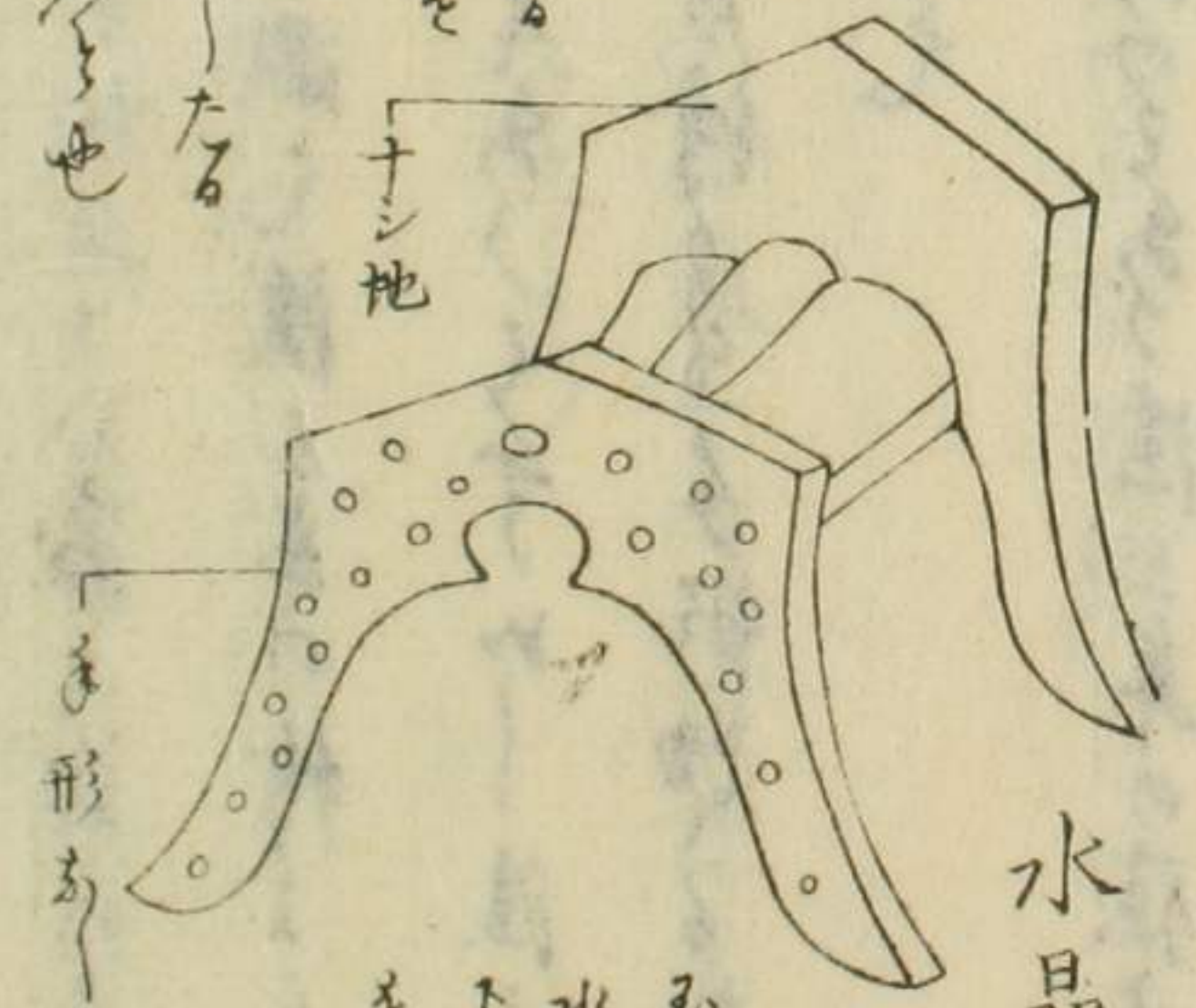
雜記十三

一カ草の端のきんちや草とら物古い喜之後三年合戦の  
 徳小見えらカ草何れもきんちや草若く又酒井雅樂  
 頭忠恭のうらさね 寛治二年の鞍具のカ草も本  
 はんちや草ありしを忠恭好まてきんちや草を  
 けうれく由忠恭所持せられし拵に古の鏡も  
 さすぐらかたきんちや草の先下へれ向んてさすぐらの  
 さき下へ向て是へさすぐら草あり像きんちや草あり  
 近世はさすぐらかこひよみてさすぐら鏡の上へ向の草さすぐ  
 のきんちや草をさすぐら草をさすぐら草をさすぐら草を  
 草出来し又古の鏡かこころちや草ありなり

一寛治二年の鞍鏡の圖



「カコクビ」  
 半舌の鏡也  
 舌短  
 此鏡ハ横  
 まふむ  
 鏡ハ根を張る  
 正ニありシヤキを  
 立る



水晶鞍

玉づきも  
 水晶あり  
 下は漆の具  
 をさす

半舌とい九さ形をさかりたる  
 ゆくの形もさかす舌より也

一後三年の陰はええたる大あきのあうひみ  
 今もあひお  
 一の世の物はかいるさあけ  
 今もあひお  
 一古の鞍はいさ形あきも  
 今もあひお  
 右の鞍の思ひし  
 今もあひお





一 水晶地の鞆ハ前ニ繪馬ニ何ノ石ノ水晶鞆ノ祥  
 々を以て考ふるハ水晶を細切て兔甲形又ハ石魚等あり  
 して青貝を摺り入たる様ニ鞆の敷地ニ遠近もあはれ  
 一 水晶地の鞆ハ前ニ繪馬ニ何ノ石ノ水晶鞆ノ祥  
 々を以て考ふるハ水晶を細切て兔甲形又ハ石魚等あり  
 して青貝を摺り入たる様ニ鞆の敷地ニ遠近もあはれ

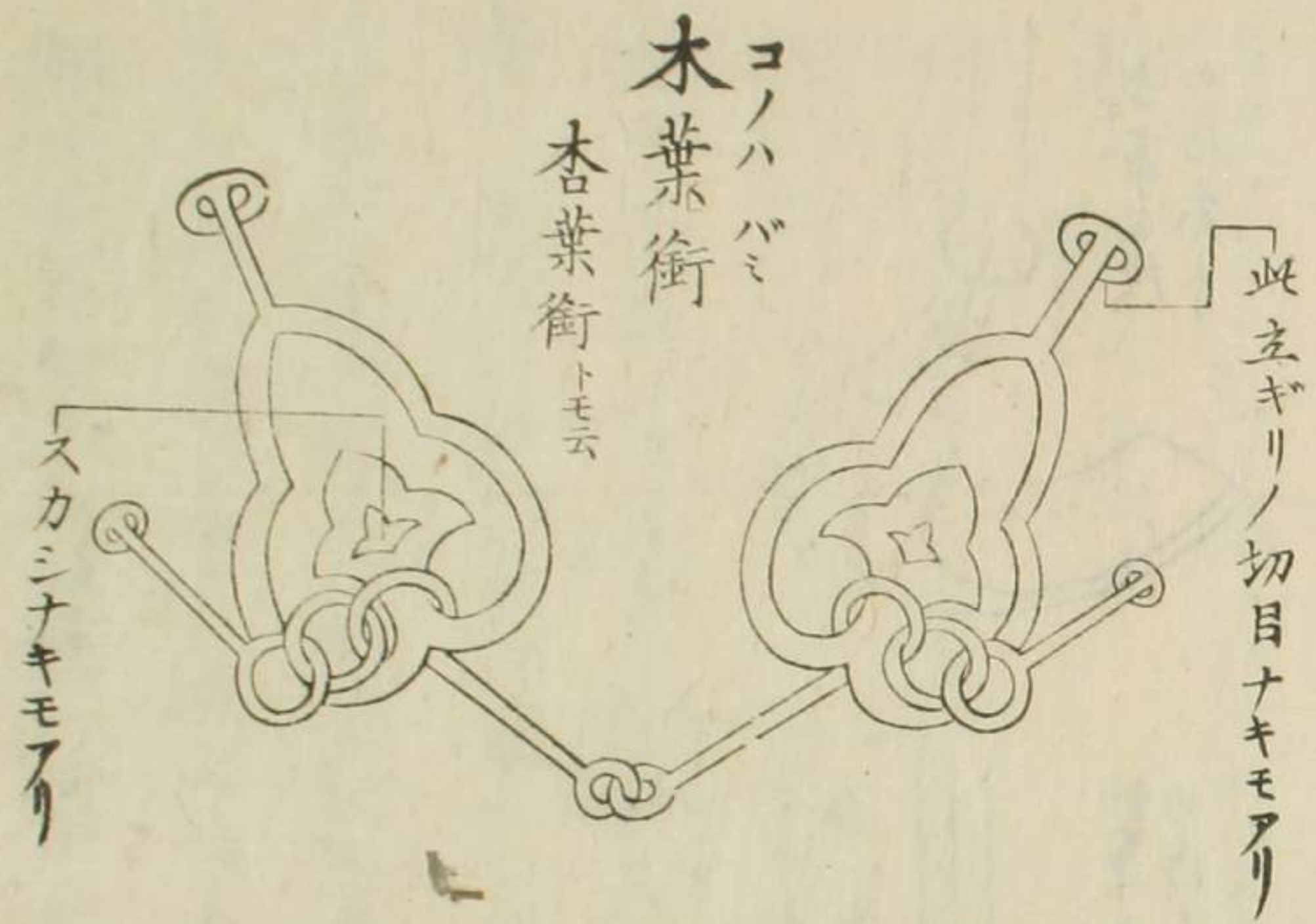
晶を以て入る様ありて是も水晶の下の水晶の繪の具  
 を以て考ふるハ水晶を細切て兔甲形又ハ石魚等あり

一 厩乃事三光院内府記ニ云厩禁中ハ被置左右馬寮被繫  
 御馬疾以此准據諸家於面向不立厩疾武士ハ依為守護以  
 馬為業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸  
 人通法也五間以上者依分国之多少有其負仍為十三之  
 拜領依十三間之厩規模之由兼及

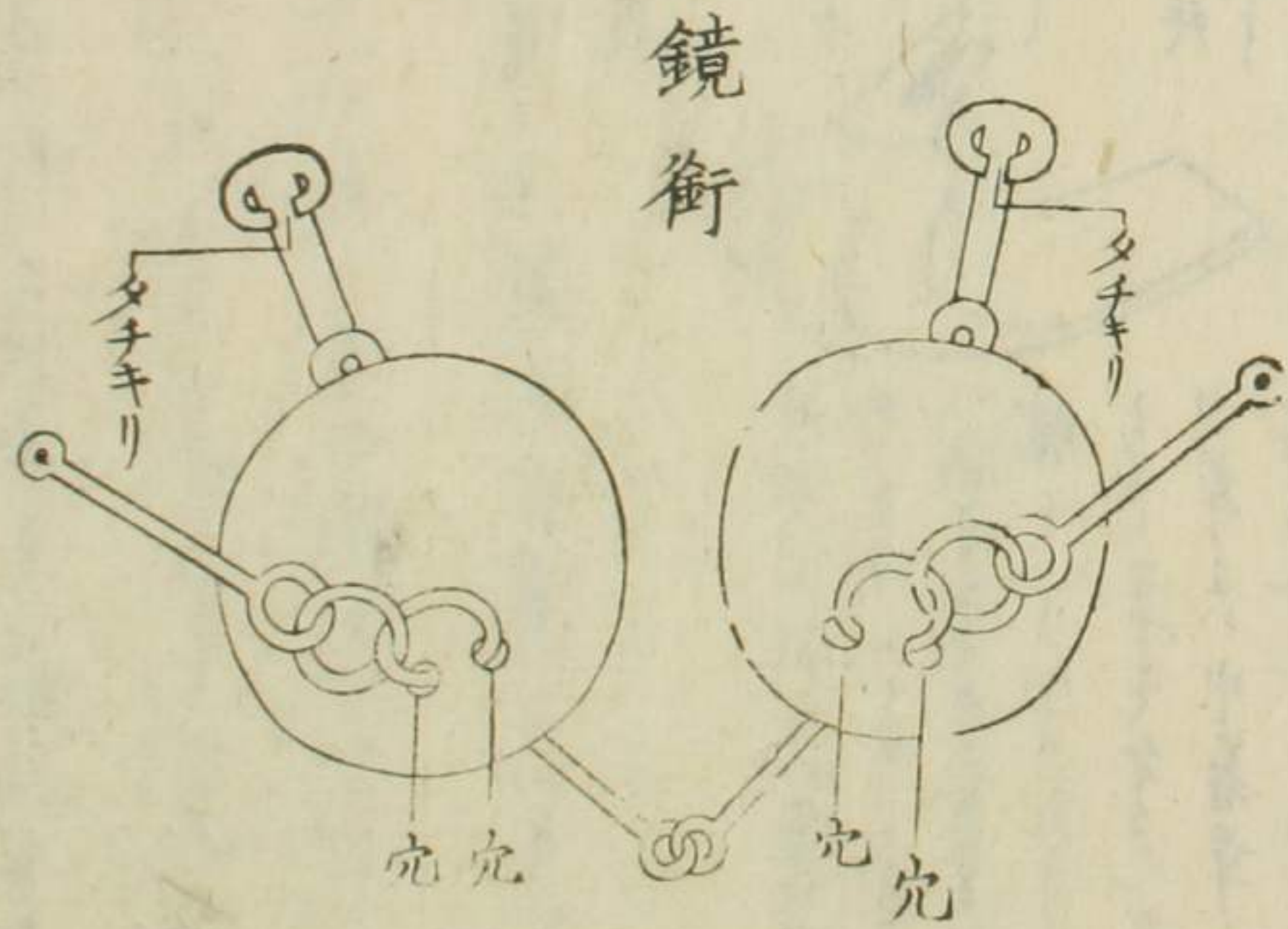
古代名家は用ゝれ  
 鞆覆ハ今武家も用ゝ  
 物ニ異々ハ図



下衞の圖



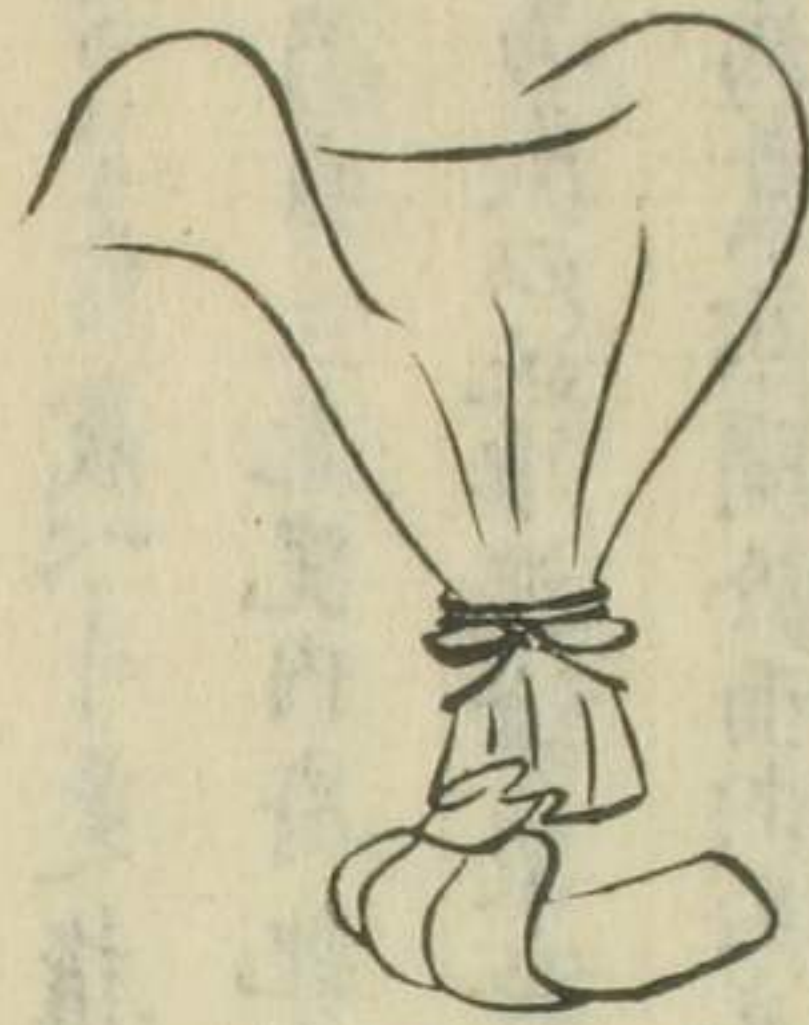
雜記十三



五十四

後よりおりの類之幅三尺斗七サハ鞆はあかけ鉈のかこふひ  
 あり物之亦鞆復と云ハ後を張ておる心透鞆復と云  
 このおりの類のうす物とて織目のまき海を物とてしる也  
 後より表を付ても作るとおくうとて作らハおくうとて後と

鞆よりうけとる也



鞆はあかけ鉈の  
 ありとておくうとて作ら

此鞆は海軍中行事の袴よりなり

右の鞆は寛治年中の装を換へたるを予見之 柄井忠菴の  
 海軍中行事



う換し失と  
るの是のくみ  
うつ日あが  
張るともわ  
うもああ  
うもああ  
うもああ  
うもああ  
うもああ

くつ己の事 祥あり 記 進多可考

一 七条細工の記と云物 東鑑六ノ巻に云うに 下の文に 洞細  
工字七條宗紀太<sup>キタ</sup>又七條紀太丸と何り 又七條紀太<sup>キタ</sup>  
真<sup>マコ</sup>と何り 是を以て考れば 七條宗紀太丸 宗真と云ひ  
者ハ洞細工を以て考れば 銅の記を 作りしと云へし

一 考ちぎともおのふたまけとも云ハく己の如きのさき  
ういを通事家のある事等をいふ

弓馬故実用害記  
おはえええ

也 然ふとハ其而ハ其の系の方をたぢぎともおのふた  
まけとも云ハぬと云へし 考ちぎともおのふたすけの  
と云ふも云へし 古ハ其と物と古書も古さ 録も云へし

近代用と物と古き 強又のおのふたの括ひあゆみのさき 斗を考へし

一 泥障<sup>アオリ</sup>をバからく 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
あり 考ちぎともおのふたの如く 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし

云子 綱をたぢぎをバからく 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
くると云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
留をばうり<sup>レホデ</sup>と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし

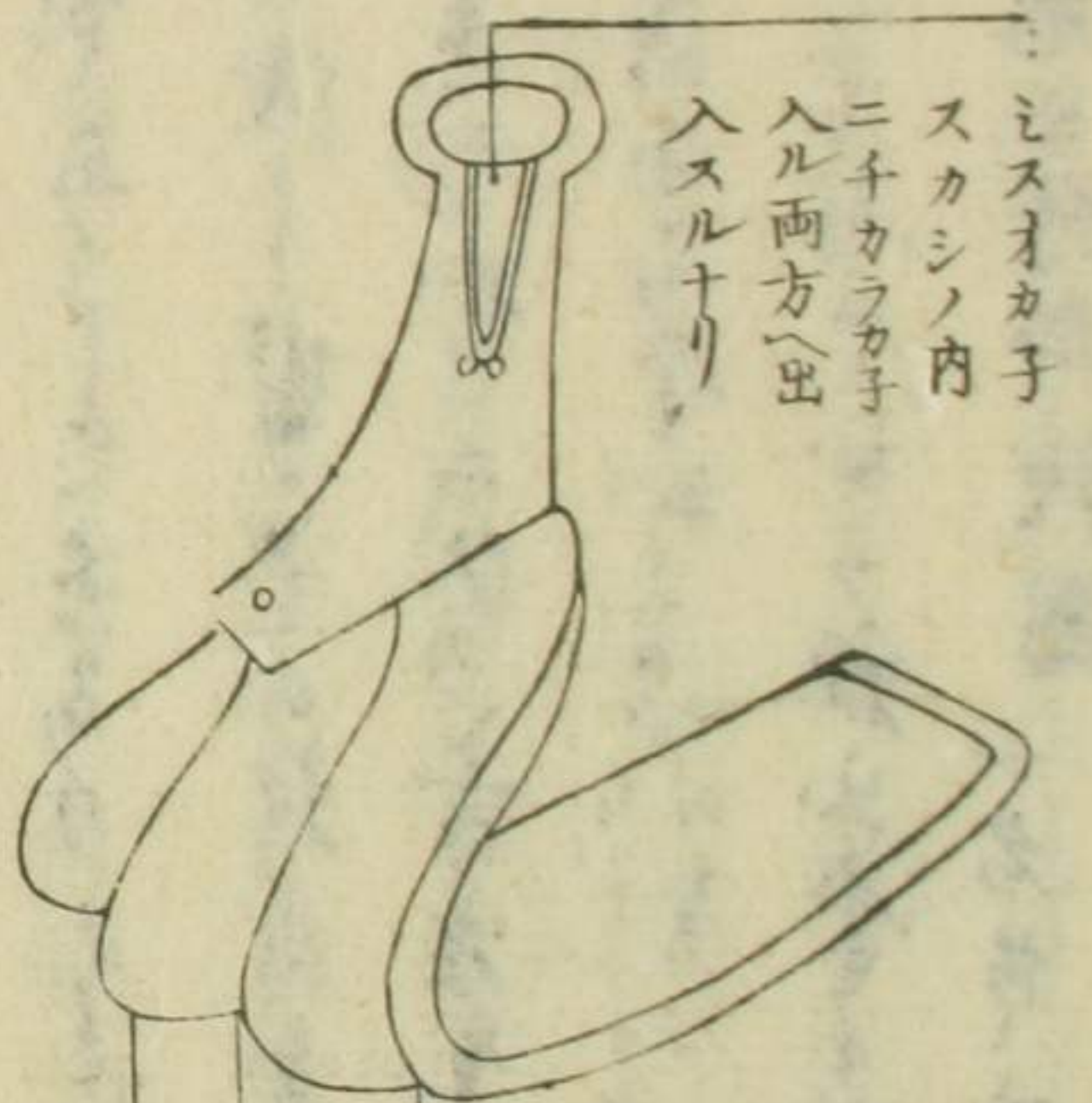
一 鞆<sup>レホデ</sup>の四方子の名前の老をとりに 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
後の老を考へて 後の老を考へて 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし  
斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし 斗と云へし

の異名をとりはけとてとりはけの鏡とて志不て了  
傍をひまび付置も首をきて付りあるとかりはけ鏡の  
かどといふ文の古書もあてこむる事を用ひてはけ

一 依木掛と云鏡の事或は依木四郎言鏡は宇治川  
の先陣の時力草は鏡を懸るは光の如くはけは左鏡  
を右へけ右鏡を左へけたる故右の如くすりを依木  
掛といふ事 是外カケト云カケヤウ之鏡ノカコカシラ  
外へ出ル也是ヲ紀州カケトモ云也 右の鏡は平家  
物語盛衰記未監おもも兄元は安説之依木けと云ハ  
力草よりけりたるはあはけ五兵衛掛か賀掛あはけと云は  
掛といふ鏡を作らざるを云近江國日野と云あるは作らる

鏡を日野掛と云日野けの鏡を依木掛ともいふ近江  
あは古依木氏の領分りてあり依依木家とて日野  
掛を用ひては依て日野掛の事を依木掛ともいふと  
日野掛の鏡は光の鏡よりハ小形なる元て熱神不々に  
圓を付す鏡とありてあるりともいふ事申言ある  
ずあみも古鏡一留とての新目急之舌先の外表  
の方もある事しはこらびの上の事を細かくすりて  
こらすりの内ふみすおの事 ちうさうさ  
の事し あはけよりてある  
るはこらびともみすおの事出入る事

近江國日野掛鏡圖 一名依木掛



ミソオカ子  
スカシノ内  
二十カラカ子  
入ル両方へ出  
入スルナリ

ハトム子ノ形  
如此中高ナラ  
ス丸ミナシ  
エミアサシ

此所ノ折目急也  
エミ甚浅シ  
此中通リ両方ト同シ  
高サナリ



一 笠の形と云ふはもとむ子の形をいふをいふの字をい  
ふ人の意は不の心とて名付くも此は名のみといふは  
む子の形より名をいふ形外 エミ 内ははく又片意といふ  
かすは汁意とありカ草はかけたる時外はあり方針はあり

出りて形外 エミ 内ははく又片意といふは一向は名のみ

ありて形外 エミ 内ははく又片意といふは一向は名のみ  
正面よりむきふる形あり

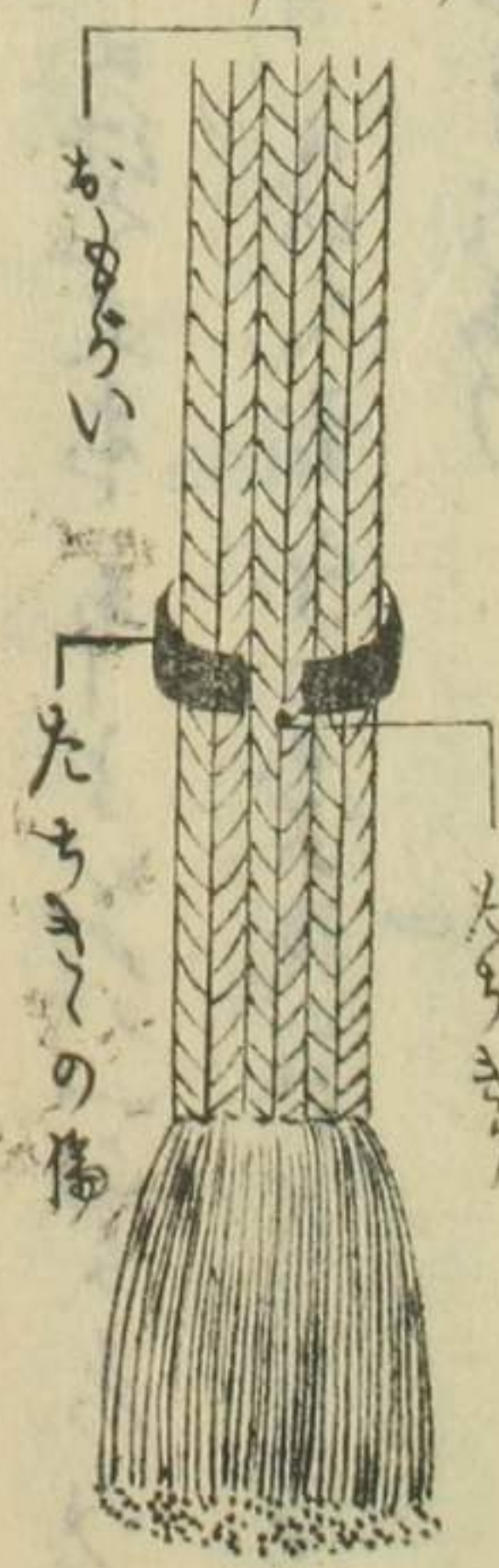
一 伴野靴トモノといふ靴一糸禪問兼良乃尺素徳来目入へたり様  
雲記は甲州伴野村といふところなる伴野靴は甲州伴野村  
にて作らゆせ靴をいふあり一説信濃國伴野村といふ  
所り此所の名靴ありといふなり

一 鏡鞍トモノといふ若後痛の表を一面は銀又ハ銅美漆ありて  
張り包イギサキ山形の上よりつゆりて目こまややくらんを  
愈イギサキ小き換イギサキき果てぬる居木先もつゆりて包イギサキ換イギサキりてぬる

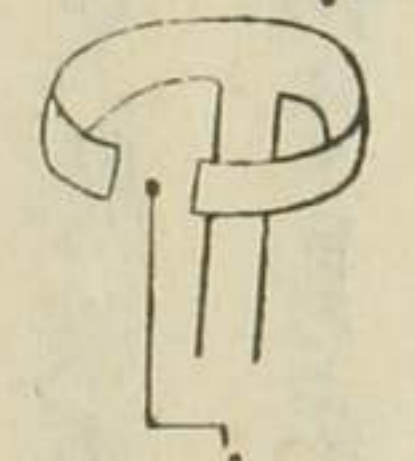
予カ家ニ流結  
ヲ藏ノタリ是  
ヲ見テ可知是ヲ  
見ヌ人ハサマク  
ノ妄説ヲコシラ  
ヘ出スナリ

居木先もくちりて包ニ流見はる。お後幅の裏の方居木  
はうちりて包ヤたうちりぬりて流結具流多し用へん次  
皆知ぬ人の妄説之流結日記を考べ

一 銜の頭の幅をたちきくとも今世たちきくの幅を付る  
而の幅は切目あうたちきりとも此切目は何の幅をいふ  
よ古いたちきくの幅を問ふ事あり。あまおもしろく通へ  
て踏ぐんおもしろいの幅をたよしと幅は通りかへ何れか  
かいの耳の幅をたち  
さうより入るこは幅  
てむきさし

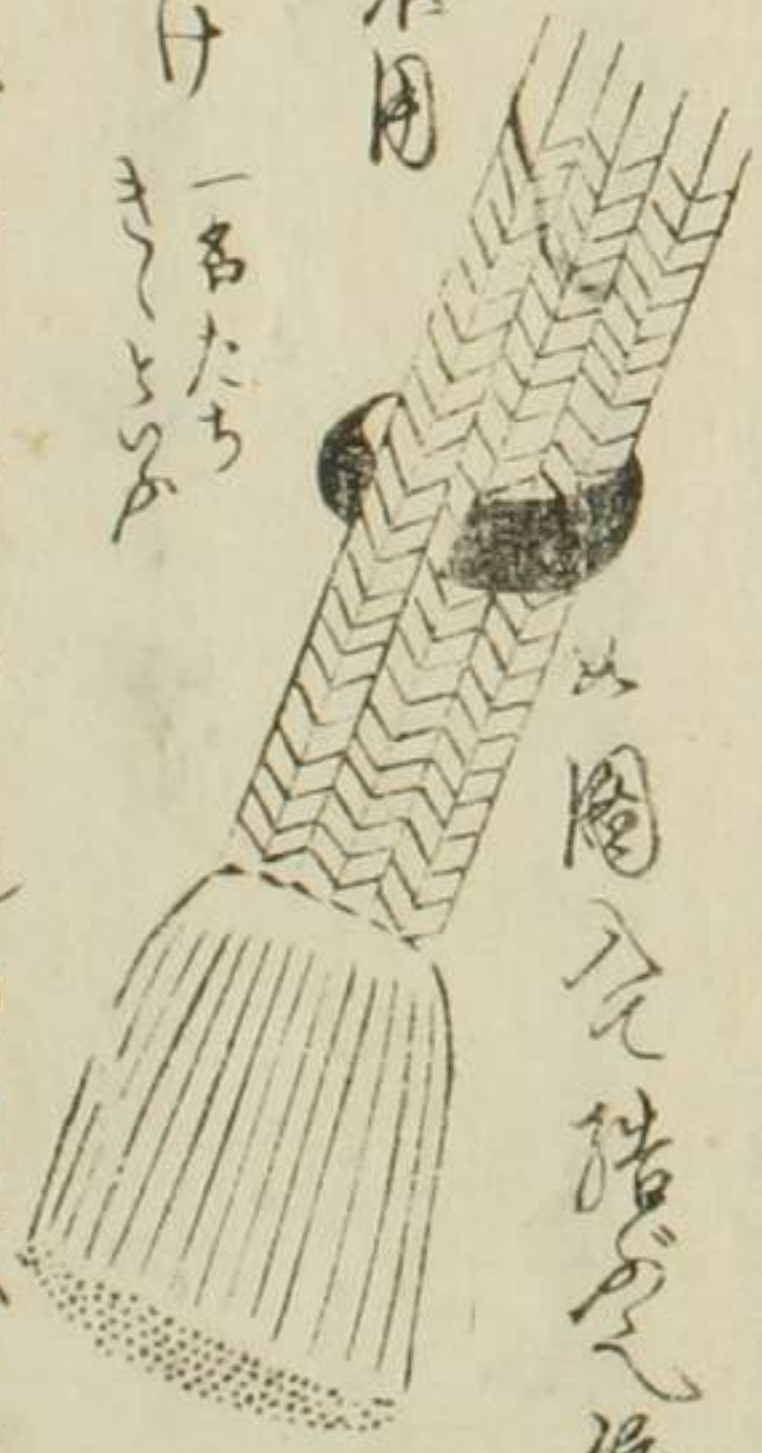


一 古のうらこいたちきり古の幅の如く廣くけられりおもしろ  
かいをそばりて入る



けられりおもしろ  
きりこころ

古ハおもしろいたちきりを用  
也後代ハおもしろいたちきり  
大まきくの幅を  
いふべき事ありし  
を問ふ故たちきりのけられめを狭くお  
今世を作る内へたち切の幅よりおもしろいを入る事あり  
昔々人知れぬこ  
あり幅をたちきり



今世を作る内へたち切の幅よりおもしろいを入る事あり  
昔々人知れぬこ  
あり幅をたちきり

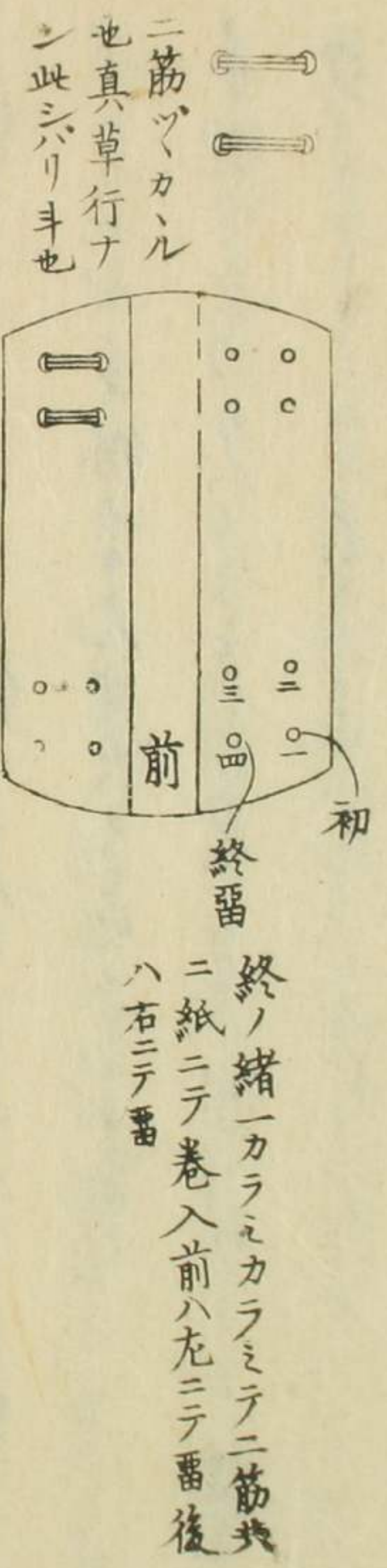






つぎより置てされば志はるも持とさ持もて塗粉  
 はまきず付あきりけりハ入ずろう紙よりあざと志  
 げと木地の鞆はきりむら板のて井のあんとま  
 矢の管のめくきりたぐり

一作の志げり仕扱 伊勢国幡家付




如此ニスジツ、カール初一ヘントホシ緒ノ端ヲヨリメ入テキ  
 ヲスガヨシオノツカラニ筋トホルナリ

ミバリ繩太サホソキ筆ノ千クホドニテヤハラカニ鼓ノ  
 シラベノ如クニツヨリ合スル繩長サ金サシ一丈ア六四方シ  
 バラル、也繩ノヨリカタキハアシ、

木 カ子  
 木ニテ繩ヲ  
 カラミシムル也  
 木サキニテトメノ緒ノ宛ヘサシ込  
 ナリ何方ニテ留タルカ如此スレバ  
 トノ見エズ

一竹の根鞭紫竹の鞭是別り弓馬少書云竹の根の  
 むちハ紫林の根之紫林といむるき竹と書ふは紫林  
 五毛の外の毛あるは依て平人のむちと石河田之むちと  
 吉良殿あむし用之むち元来紫林ハ和物之毛もむちとま  
 いうべ根をむちと作りを紫林のむちと云ふ漢竹と

むちにあつ物にあつ竹の根むちハ真竹の根之本草綱  
 目卷廿七  竹時珍曰根下之枝一為雄二為雌若生草上  
 根鞭喜行東南云此竹倍ニ真竹也此真竹の根を  
 むちと云ふ竹の根むちと云ふ竹根むちハ西江  
 國栗太郡草津の竹ハ美濃國竹の竹を草津と云  
 むちと云ふ竹根むちハ楮木 楮名ツ 此木を以て  
 馬鞭を造ると云 本草綱目 楮木一名靈壽木也又云  
 紫赤のむちハ老の竹の根むちを楮葉にて乾色を付  
 卷の上の古竹のごとくこつこつと云ふ竹根むちハ  
 云々云々方柳吉良版斗所用ハありと云ふと云ふ

あるべきやう考

- 一 十文字響 古代より有る物也永正日記云十文字響小  
 十文字響の名云々云々寶徳年中小笠原清元云  
 矣名所記にも十文字響の圖あり
- 一 張草鞆 張鞆の字ニ物共ニ鞆の體を皮にて包  
 めたるを云ふと云ふ一其名別あり張草鞆ハ滑  
 草にて張り付包にて造るを云ふ又張鞆ハ毛皮  
 にて造るを云ふ造るを云ふ張鞆ハ毛皮を  
 用ひ新右衛門は鞆履を造るに謙倉年中行  
 事云張鞆ハ鞆履かけて常衣ありと云ふ

貞丈雜記卷之十三

